

新潟市区のあり方検討委員会 報告書

資料編

目次

資料編

◇ 会議資料（抜粋）

○ 第1回委員会	1
・ 資料5 新潟市の地域特性及び 合併から分権型政令市へ向けた取組	1
・ 資料6 政令市にいがたを取り巻く状況	19
・ 資料7 区のあるべき方向の検討	49
○ 第2回委員会	53
・ 資料1 論点整理における参考資料について 政令市別 区の人口・面積	53
・ 資料2 論点整理について	55
○ 第3回委員会	83
・ 資料2 論点整理における参考資料について 区長就任状況 副市長の事務分担 指定都市における委員会の設置状況 指定都市における区民会議等の設置状況	83 85 86 87 89
○ 第4回委員会	91
・ 資料1 論点整理における参考資料について 区の規模による経費の試算	91 91
○ 第5回委員会	93
・ <u>資料2 論点に関する委員意見について</u>	93

※ 別紙資料2として配付のため未掲載。

新潟市の地域特性 及び 合併から分権型政令市に 向けた取組

1

目次

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



1 新潟市の地域特性	3
(1)新潟市の地域特性	4
(2)広域合併・政令指定都市移行	5
(3)大農業都市	6
(4)拠点性	7
(5)地域力・市民力	8
2 合併から政令市へ	9
(1)広域合併の概要	10
(2)政令市への移行	13
(3)行政区の基本的な考え方	16
(4)区役所と市役所の主な組織の対応関係	17
(5)各区における主な機関の設置状況	18
(6)区長への分権	19
(7)住民自治の確立	20
3 分権型政令市へ向けた取組	21
(1)政令市移行後5年の検証	22
(2)本市にふさわしい自治の実現に向けて	24
(3)自治の深化に向けた制度の選択肢・優先順位の提示	25
(4)自治の深化に向けた取組	27
①区役所の権限・組織	29
②区民との協働	30
③教育委員会	33

2

新潟市の地域特性

3

新潟市の地域特性

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



- 近隣14市町村との広域合併を経て、本州日本海側初の政令指定都市へ移行。
- 国内最大の水田面積を持つ大農業都市。
- 江戸時代からの物流拠点「新潟湊」の機能。開港5港の一つとしての拠点性。
- 江戸時代から新潟にある「自治・自主・自立」の気風に根ざした地域力・市民力。



■ 平成の大合併(平成13～17年)により新・新潟市誕生。

新潟市・黒埼町・新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・
亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村・巻町

■ 平成19年，本州日本海側初の政令指定都市へ移行。

人口：81万人。面積：726 km²。職員：7,800人。

■ 8つの行政区を設置。

北区，東区，中央区，江南区，秋葉区，南区，西区，西蒲区

5



■ 水田耕地面積，水稻収穫量，米産出額，認定農業者数 全国第1位。

- 新潟市水田耕地面積：28,600ha (H24耕地面積統計調査)
- 新潟市水稻収穫量：146,600t (H24作況調査)
- 新潟市米産出額：371億円 (H18)
- 新潟市認定農業者数：3,122人 (H25)

■ 食料自給率 政令市中第1位。

- 新潟市食料自給率：63% (H17) ※カロリーベース

■ 水稻，だいこん，かぶ，ねぎ，すいか，枝豆，レタス，梨， もも，ぶどう，チューリップの出荷量 新潟県内第1位。

6



■ 物流・エネルギー基地である日本海側の国際拠点港湾・総合的拠点港「新潟港」。

本州日本海側貨物取扱量 全国第1位。

◦新潟港における貨物取扱量：36,013千F/T（H23港湾調査）

■ 高速道路の結節点（関越道・北陸道・磐越道・日東道）。 高速道路延長 政令市中第1位。

◦新潟市高速道路延長：61.2km（H24大都市比較統計年表）

■ 東アジアと直結する国際空港「新潟空港」。

■ 上越新幹線により首都圏に2時間で直結。

■ 3.11大震災時、最大の救援拠点として機能。

7



■ 自治会加入率 政令市中第2位。

◦新潟市自治会加入率：93.1%（H25指定都市地域振興主管者連絡会議資料）

■ 1世帯当たり人員は減少傾向にあるものの、全国平均を上回っている。

◦新潟市1世帯当たり人員：
3.37人（S60国勢調査） → 2.60人（H22国勢調査）
◦全国1世帯当たり人員：
3.19人（S60国勢調査） → 2.46人（H22国勢調査）

■ 年々上昇する自主防災組織結成率。

◦新潟市自主防災組織結成率：
50.0%（H18） → 82.7%（H24）

8

合併から政令市へ

9

合併から政令市へ

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 広域合併の概要

平成13年 1月 黒埼町と合併

平成17年 3月 12市町村との大合併

新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・
横越町・亀田町・岩室村・西川町・
味方村・潟東村・月潟村・中之口村

平成17年10月 巻町と合併



人口: 50万人 → 81万人
面積: 200km² → 726km²
職員: 5,200人 → 7,800人

10



■ 広域合併の概要

市町村	人口(人)	面積(km ²)	職員数(人)	議員定数(人)
新潟市 (黒埼町)	527,324	231.91	5,198	52
新津市	65,860	78.28	526	26
白根市	40,012	77.06	398	22
豊栄市	48,997	76.85	501	22
小須戸町	10,454	16.91	114	16
横越町	10,795	23.62	115	18
亀田町	32,061	16.82	287	22
岩室村	10,042	36.11	122	16
西川町	12,365	24.76	90	20
味方村	4,805	14.44	58	14
潟東村	6,454	23.96	63	16
月潟村	3,831	9.04	58	14
中之口村	6,483	20.16	90	16
巻町	29,486	76.14	407	20

※人口、面積：平成12年国勢調査数値，職員数：平成16年4月1日現在，議員定数：平成16年12月31日現在。

11



■ 広域合併の概要





■ 政令市への移行

2007年4月

本州日本海側初の
政令指定都市に移行

8つの行政区が誕生



13



■ 政令市への移行

■ 旧市町村と区の構成





政令市への移行

■ 旧市町村と区の構成

構成	区	区を構成する旧市町村	区割りの考え方	人口(人)	面積(km ²)
旧新潟市の分割	東区	新潟市	信濃川以東で古くからの中心地から東側に伸展した市街地のまとまり	139,565	38.77
	中央区	新潟市	古くからの中心地である中央地区及び沼垂地区に加え、市の中心部としての一体性を考慮し、県庁周辺の鳥屋野地区、山潟地区を含めた	179,784	37.42
旧新潟市の一部と合併旧市町村	北区	新潟市、豊栄市、横越町の一部	阿賀野川以北の旧北蒲原郡としての歴史的沿革・地縁的なつながり	78,173	107.92
	江南区	新潟市、横越町、亀田町	亀田郷という歴史的・地縁的なつながり	67,353	75.46
	西区	新潟市、黒埼町、巻町の一部	信濃川及び関屋分水路以西の区域で、JR越後線や国道116号線などの道路のつながり	160,910	93.81
合併旧市町村の集合	秋葉区	新津市、小須戸町	小阿賀野川以南の信濃川と阿賀野川に囲まれた区域で、JR信越本線や国道403号などの道路のつながり	77,050	95.38
	南区	白根市、味方村、月潟村	中ノ口川沿線の西蒲原地域と「白根郷」の結びつき	48,054	100.83
	西蒲区	岩室村、西川町、潟東村、中之口村、巻町	西蒲原地域としてのまとまりとJR越後線や国道116号線などの道路のつながり	62,958	176.51

(注)8区とした主な理由(新潟市行政区画審議会答申)

①地域のつながりを尊重し、コミュニティの力を活かす、②住民自らが属する行政区を身近に感じられる距離の範囲

出典：新潟市都市政策研究所「研究活動報告書2012」

15



行政区の基本的な考え方

「大きな区役所」と「小さな市役所」

行財政の効率化を土台として、

- 市民の大きな安心感と利便性につながる「必要な裁量権を持つ身近な区役所」
- 都市間競争に打ち勝つ戦略性を備えた「専門性・先見性を持つ小さな市役所」

大きな区役所

- 区民の意見・要望を区の施策に反映
⇒ 企画政策部門の設置
- 区役所が独自に考え判断
⇒ 組織・人事・予算の区長権限強化
- 区民の利便性向上
⇒ 大括りな組織によるワンストップサービス
- 区民の要望に即応
⇒ 産業・建設部門等のある大区役所制

小さな市役所

- 都市間競争を勝ち抜く戦略本部機能
⇒ 全市的な企画等に特化
- 戦略的な政策決定の迅速化
⇒ 組織のフラット化(局制の廃止)
- 区のバックアップ機能
⇒ カウンターパートの明確化



区役所と市役所の主な組織の対応関係

区役所組織	本庁組織(内部部局)	本庁組織(機関)	主な担当分野
地域課	地域・魅力創造部	東京事務所	総合計画, 政策調整, 特命事項, 広報
	文化観光・スポーツ部	美術館	文化政策, 観光政策, スポーツ振興
区民生活課	市民生活部	消費・パスポートセンター	区政推進, 協働, 住民基本台帳, 戸籍, 消費生活
	環境部	清掃センター	環境保全, 廃棄物処理
健康福祉課	福祉部	児童相談所	社会福祉, 介護保険, 国民健康保険
	保健衛生部	保健所	保健衛生
産業振興課	経済部	航空産業支援センター	産業政策, 商業振興, 企業誘致, 雇用対策
	農林水産部	中央卸売市場	農業, 林業, 水産業
建設課(※1)	都市政策部	駅周辺整備事務所	都市計画, 市街地開発, 交通, 都市景観, 港湾, 空港
	建築部		住環境, 建築指導, 公共建築
	土木部	東・西土木事務所	道路, 公園
総務課	危機管理防災局		危機管理, 防災
	総務部	職員研修所	庁舎管理, 組織, 人事, 法務, IT推進
(税務課 ※2)	財務部	市税事務所	予算, 契約, 用地取得, 財産管理, 税務
(下水道課 ※3)	下水道部	東・西下水道事務所	下水道
—	教育委員会	公民館, 教育支援センター	教育

※1:平成21年度より, 本庁より業務移管(市道・公園の維持)。平成24年度より, 本庁より業務移管(市道・公園の整備)。

※2:平成24年度より, 廃止。本庁組織(市税事務所)へ再編。※3:平成27年度より, 廃止。本庁組織へ再編。

17



各区における主な機関の設置状況

区役所	出張所	連絡所・行政サービスコーナー
北区(旧豊栄市役所)	北出張所(旧新潟市地区事務所)	南浜連絡所 濁川連絡所 早通連絡所
東区(旧新潟市地区事務所)※	石山出張所(旧新潟市地区事務所)	大形連絡所 山の行政サービスコーナー
中央区(新潟市役所内)	東出張所(旧新潟市地区事務所) 南出張所(旧新潟市地区事務所)	入舟連絡所 関屋行政サービスコーナー
江南区(旧亀田町役場)	横越出張所(旧横越町役場)	曾野木連絡所 両川連絡所 大江山連絡所 亀田行政サービスコーナー
秋葉区(旧新津市役所)	小須戸出張所(旧小須戸町役場)	新津行政サービスコーナー
南区(旧白根市役所)	味方出張所(旧味方村役場) 月潟出張所(旧月潟村役場)	—
西区(旧新潟市地区事務所)	西出張所(旧新潟市地区事務所) 黒埼出張所(旧黒埼町役場)	赤塚連絡所 中野小屋連絡所
西蒲区(旧巻町役場)	岩室出張所(旧岩室村役場) 西川出張所(旧西川町役場) 潟東出張所(旧潟東村役場) 中之口出張所(旧中之口村役場)	—

※東区役所は, 平成23年10月, 現在の場所(旧商業施設)へ移転しています。 18



■ 区長への分権

1 組織編成権と人事権

- 区役所内部の課未満の組織編成と人事異動の権限を区長に付与。

2 予算(区本配当予算を充実)

- 区役所が市民の声に迅速かつ柔軟に対応することができよう、本庁の所管部署を通さず直接区役所に配分する予算を充実。

18年度：1,396百万円(対予算総額 0.5%) → 19年度：17,323百万円(対予算総額 5.2%)

【新たな予算制度の創設】

■ 特色ある区づくり予算

- 区の伝統、風土を守り育てる取組や区の課題解決に向けた取組など特色ある区づくりに向けた取組については、区役所が直接予算を要求。

■ 区提案予算制度

- 区民から寄せられたアイデア、要望が市政に反映できるよう、区が所管部局に予算要求(編成)を求めることができる制度を創設。

19



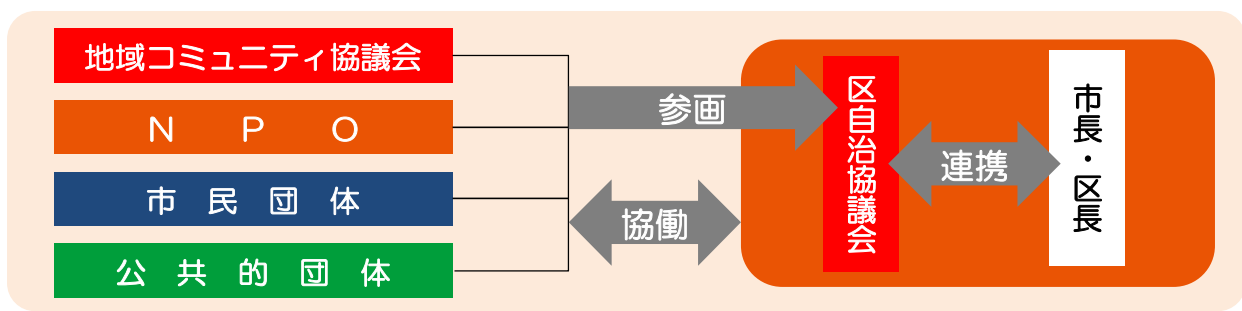
■ 住民自治の確立

1 区自治協議会の設置

- 市民と行政の協働によって、住民自治の推進を図るために、地方自治法に基づき各区に設置。

2 地域コミュニティ協議会の結成

- 市民が主体となって地域課題に取り組んでいくことを目的に、小学校区単位を基本として全市域に地域コミュニティ協議会を結成。(平成27年4月現在 99)



20

分権型政令市に向けた取組

21

分権型政令市に向けた取組

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 政令市移行後5年の検証

政令市移行後5年を経過した
政令市にいがたの成果や課題を検証

内部検証

政令市にいがたのあり方検討委員会（外部有識者）

■ 内部検証への意見

■ あり方に関する提言

（平成24年11月）

本市にふさわしい自治の実現に向けた検討の視点
「地域内分権」、「住民参画」、「教育委員会」



【参考】政令市にいがたのあり方に関する提言

■ 政令市にいがたの都市像と拠点化戦略

- 個性的で持続可能な暮らしやすい大都市として、世界の大都市モデルとなるような力強い都市像を示すこと
- 東日本大震災で再認識された本市の拠点機能、バックアップ機能を今後も強く打ち出すこと
- これまでの取組を発展させ、都市としての成長を市民が実感できるよう具体的な工程を示した戦略を示すこと
- 他の自治体との都市間連携・広域ネットワークを構築すること

■ 行政区による主体的なまちづくりと分権型政令市としての組織戦略

- 各行政区・区役所が主体となった魅力あるまちづくりを進め、地域の独自性を発揮していくこと
- 区役所と本庁の役割・機能の再整理、そのうえでの区役所への権限・財源の一層の移譲、各区が協議・調整できる仕組みづくりが重要であること
- 住民自治強化の観点から、区長の選任など、区政・区役所運営のあり方を検討すること
- 教育委員会など行政委員会についても、区役所への分権化に対応した形で再編を検討すること

■ 市民が主役となる自治の実現

- 区自治協、地域コミ協、NPOなどの役割がますます重要になるとの認識のもと、地域活動や住民自治の責任ある担い手の育成、ノウハウを蓄積できる環境づくりが必要であること
- 市民が参画する領域の拡充や、担い手づくりのため、市民が市政参画・協働の経験を通して学び合う場を提供すること

■ より個性的で魅力のある、暮らしやすいまちづくりへの挑戦

- 政令市移行時に事務・権限が移譲され、本市が一元的に行政サービスを提供できるようになったことによる効果については、一定の評価
- 今後も、自立度の高い市政運営を実現し「さらなる効果」を市民が実感できるようにすること
- 本市がより個性的で魅力ある、暮らしやすいまちを目指し、特区制度なども活用して、様々な分野で本市が最先端都市となり、その姿を内外に示していくこと

23



■ 本市にふさわしい自治の実現に向けて

～地域(区)における自治の深化に向けた検討の視点～（平成24年12月）

地域内分権

行政区による主体的なまちづくり

- 区役所に**権限と財源をさらに移譲**
- さらに大きくなる区役所の**監視機能体制**

住民参画

市民が主役となる自治の実現

- **地域コミュニティ協議会**のさらなる活性化
- **区自治協議会**や**区選出議員**を中核に区政への**住民参加再構築**

教育委員会

地域で教育に責任を持てる体制の構築

- それぞれの地域で最適な**学・社・民の融合**による教育
- 学校区における**地域と学校の連携**

区
政
の
創
造

24



■ 本市にふさわしい自治の実現に向けて

～自治の深化に向けた制度の選択肢(案)の提示～（平成24年12月）

区 長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公募 2. 議会同意を得て選任する特別職 地 3. 公選 地 4. 現行どおり
議 会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区を単位とする常任委員会の設置 地 2. 上記を発展した意思決定の場を設置 3. 現行どおり
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育委員会の充実 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・全区に教育事務所 ・教育委員に担当区 ・区に教育委員会 地 </div> 2. 生涯学習等の市長部局への移管 3. 教育委員会の必置の見直し 4. 現行どおり

 : 法改正必要

地 : 地方制度調査会で議論 25



■ 自治の深化に向けた制度の優先順位を提示

（平成25年3月）

区の役割強化に伴う「区長の選任方法」

1. 公募 希望者を募集し選考により市長が任命

2. 議会同意を得て選任する特別職

3. 公選

- ・ 選択肢として確保
 - ・ 法改正が必要なため
制度改正提案

教育にさらに責任を持てる「教育委員会のあり方」

1. 担当区制 教育委員を増員し担当区を定める

2. 区に教育委員会

3. 必置の見直し

- ・ 選択肢として確保
 - ・ 法改正が必要なため
制度改正提案

※ 議会のあり方については、市が優先順位を提示するべきではない



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

区役所の権限・組織（行政区による主体的なまちづくりの実現）

- 各区が主体となった魅力あるまちづくりの一層の推進
- 新しい視点・発想によるリーダーシップの発揮
- 区役所・市役所の連携による区政・市政運営

区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

- 区政・市政への多様な意見の反映
- 区自治協議会とのさらなる協働の推進
- 地域コミュニティ協議会とのさらなる協働の推進

教育委員会（子どもに身近な地域で教育に責任を持てる体制の構築）

- 教育委員会が説明責任を果たせる体制の構築
- 地域との連携による教育の推進

27



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

区役所の権限・組織（行政区による主体的なまちづくりの実現）

■ 各区が主体となった魅力あるまちづくりの一層の推進

区の財源強化

- 特色ある区づくり予算について、各区20,000千円の基礎部分に加え、人口・面積を指標として算定した額を上乗せして配分（8区合計40,000千円、3,000～8,000千円）。【26年度】
3年を限度としていた各事業については、地域の実情を踏まえ、評価・検証を行った上で、3年を超えて継続することを可能にした。【26年度】
- 区提案予算制度について、要求スキームを見直し、区長会議で優先度などの検討を行い、その結果を踏まえ、予算編成において区の意向がより反映されるよう制度を変更。【25年度】
区が独自事業を提案できる仕組みを設け、財務部への直接要求を可能にした。【25年度】
- 道路関係予算について、各区への配分方法を見直し、より区の実情にあった予算執行が可能となるよう、人口・道路面積等を指標として算定した額を配分することとした。【27年度】

区の権限強化

- 区長専決権限の付与、区長への委任事務の整理・拡充。【26年度】
〔 専決事項:3億円未満の工事執行、宿泊を伴う出張命令等の服務
委任事務:引続き区域内に住所を有する証明、地縁団体の許可・印鑑登録 〕

区の体制強化

- 課の再編成・名称変更権限を区長に付与（従前は、課未満の再編成権）。【26年度】

28



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

区役所の権限・組織（行政区による主体的なまちづくりの実現）

■ 新しい視点・発想によるリーダーシップの発揮

公募区長の登用

- 4区において、庁内外から意欲ある人材を区長として公募し、採用・配置（任期3年）。【26年度】
- 庁外からの公募区長には、専任の副区長を配置。【26年度】

＜公募区長の登用＞（庁外2名、庁内2名）

- 北 区：【庁外】国家公務員：【提案施策】稼げる農業推進事業，保安林を活用した新産業創出事業
- 秋葉区：【庁内】部長級職員：【提案施策】まちなかの魅力創出事業
- 西 区：【庁内】部長級職員：【提案施策】新潟海岸（関屋分水～新川）飛砂対策事業
- 西蒲区：【庁外】県立高等学校校長：【提案施策】地域人材活用事業，食の銘産品PR事業，障がい者の就労に向けた多元的な支援事業

■ 区役所・市役所の連携による区政・市政運営

区・市の連携強化

- 従前の「区長連絡会議」を「区長会議」に改め、区を経営する視点から議論する場として機能を強化。【25年度】また、「区長会議」の設置根拠を要綱から規程に位置付けを変更。【26年度】
- 区・市間の連絡調整を円滑にすること等により、本市にふさわしい区政の実現を図ることを目的に「区における総合的な行政運営の推進に関する規程」を制定。【26年度】

29



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

■ 区政・市政への多様な意見の反映

市長とコミ協との懇談会

- 市の重要施策にかかる懇談会を継続的に開催（2～3回／年）【25年度】
 - ◆ 25年度：3回（新バスシステム，自治の深化，2014年市の取組）
 - ◆ 26年度：2回（次期総合計画，政令市にいがたマニフェスト2014）

区長との意見交換の場の充実・拡大

- コミ協との意見交換に加え，多様な区民との意見交換の場を設けるなど，機会を拡大。【26年度】

協働の外部評価

- 他政令市との比較で，協働の現状を評価。結果をもとに職員の協働意識を啓発。【26年度】

＜評価の概要＞

- 「市民からの提案の受け止め」，「協働事例の評価・ふりかえりにもとづく制度の改善」，「審査機関への市民の参画」，「NPO等の情報の整備・公開」などの点から評価。6点満点中3.61点で政令市平均点を1.2点上回る。課題として，審査機関や指定管理者選定等に係る公募委員が不足していることなどが挙げられる。

30



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

■ 区自治協議会とのさらなる協働の推進

自治協活動の支援策

＜地域とともに今後の区自治協議会のあり方も含めた新たな支援方法を検討＞

- 区自治協議会会長会議の意見や、区自治協議会会長経験者らの意見なども踏まえ、各区自治協議会で検討。
- コミ協、公共的団体、学識経験者、公募などの自治協委員のうち、コミ協選出委員のみ2回まで再任可とし、また、部会も費用弁償の対象にすることとして、区自治協議会条例を改正。【26年度】

自治協提案予算の弾力的運用

- 区内の地域活動団体を対象に、自治協がテーマを設定し、地域活動団体から事業募集することや、自治協と地域活動団体が協働で事業を実施することが可能となるよう運用を変更。【26年度】

自治協活動の周知強化・自治協委員研修会の充実

- 自治協広報紙を全区で発行するための予算を確保。【26年度】
- 自治協委員の任期を通じた研修カリキュラムを作成し、段階的なレベルアップを支援。【27年度】

31



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

区民との協働（市民が主役となる自治の実現）

■ 地域コミュニティ協議会とのさらなる協働の推進

コミ協活動の支援策

＜地域とともに今後のコミ協のあり方も含めた新たな支援方法を検討＞

- 「地域コミュニティ協議会の支援のあり方検討委員会」において「位置付け明確化」、「基盤強化・活動支援」、「他組織と協力」の観点で検討。
- 自治基本条例の改正及びコミ協に関する要綱の制定により、コミ協の位置付け・役割及び市からの支援を明確化。【26・27年度】
（自治基本条例に「地域コミュニティ協議会」を明記。要綱で「市が期待する役割」などを明確化。）
- 26年度の地域活動補助金の試行状況などを踏まえ、新たな支援策を実施。【27年度】

事業名	事業概要
コミ協運営体制の強化(拡充)	事務局員の雇用などができるよう、運営補助を拡充し、自立に向け支援。
地域活動補助金(拡充)	地域課題解決を図る活動に対する補助金。性質別に補助率を設定(重点:10/10, 地域活性化:3/4, 地域交流1/2 等)。
コミ協と地域の連携・活性化事業(新規)	認知度向上のためのパンフレット作成。経理・法務等専門セミナーの実施。

32



■ 自治の深化に向けた取組（平成25年度～）

教育委員会（子どもに身近な地域で教育に責任を持てる体制の構築）

■ 教育委員会が説明責任を果たせる体制の構築

教育委員の増員・担当区制

- 教育長を除く教育委員を8人体制とし（3人増員）、2人1組で2つの区を担当。「北・秋葉区」、「東・西蒲区」、「中央・南区」、「江南・西区」の4班編成。【26年度モデル実施、27年度本格実施】

教育支援センターの設置

- 北・江南・秋葉・南・西蒲の5つの区に設置していた教育事務所の業務（教育相談、就学支援など）に新たな機能（地域との連携業務、区担当教育委員に関する業務）を加え、教育支援センターとして全区に設置。各区地域課執務室内などに設置し、教育委員会と区役所との連携強化を図り、地域との連携による教育を推進。【26年度】

■ 地域との連携による教育の推進

区教育ミーティング、中学校区教育ミーティング

- 区ごとに、区担当教育委員と自治協委員を対象として区教育ミーティングを開催。全市で年16回開催（年2回／区）。教育委員会制度や地域と学校の連携などについて意見交換。【26年度モデル実施、27年度本格実施】
- 中学校区ごとに、コミ協、保護者、学校関係者などを対象として中学校区教育ミーティングを開催。各区3～4校／年として開催。地域と学校の連携などについて意見交換。【26年度モデル実施、27年度本格実施】

政令市にいがたを 取り巻く状況

1

目次

花開く活力、
広がる笑顔。
政令市新潟



1 政令市にいがたの現状	3
【基礎データ】	
(1)人口・世帯数・面積	4
(2)国勢調査	6
(3)経済	7
(4)生活	10
(5)教育	12
(6)新潟港・新潟空港	13
(7)道路・運輸	14
【比較データ】	
(1)人口	15
(2)財政	19
(3)財産	31
(4)職員数	41
(5)区の数	46
(6)区の人口	47
(7)区の組織	49
(8)区配分予算額	50
2 にいがた未来ビジョン	53
(1)にいがた未来ビジョン	54
3 国の動向	55
(1)第30次地方制度調査会	56
(2)地方自治法の一部改正	57

2

政令市にいがたの現状

3

政令市にいがたの現状

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



人口・世帯数・面積

※人口, 世帯数 (H22国勢調査)

	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
全市	811,901	312,533	726.45
北区	77,621	26,050	107.72
東区	138,096	54,447	38.62
中央区	180,537	85,405	37.75
江南区	69,365	22,963	75.42
秋葉区	77,329	26,141	95.38
南区	46,949	14,113	100.91
西区	161,264	65,255	94.09
西蒲区	60,740	18,159	176.55

4



課税地面積

※H26. 1. 1

	面積 (ha)	割合 (%)
宅地	11,718.3	22.9
田	28,640.0	56.0
畑	5,373.4	10.5
山林	3,687.4	7.2
原野・池沼	180.1	0.4
雑種地	1,555.3	3.0
合計	51,154.5	100.0

5



国勢調査

※H22. 10. 1

人口	811,901人		
	男 390,406人, 女 421,495人		
世帯数	312,533世帯		
年齢別人口	15歳未満(人数・割合)	103,346人	12.8%
	15~64歳(人数・割合)	516,311人	64.0%
	65歳以上(人口・割合)	187,371人	23.2%
人口集中地区人口	583,329人		
人口集中地区面積	103.44km ²		
就業者数	総数	387,416人	
	第1次産業	13,846人	
	第2次産業	82,451人	
	第3次産業	275,014人	
昼間人口	826,202人		
昼夜間人口比率	101.8		

6



経済①

※①～④：H24経済センサス活動調査，⑤：H25工業統計調査，
⑥・⑦：H22農林業センサス，⑧・⑨：H25漁業センサス，⑩～⑫：H23年度

①事業所数	35,817事業所
②従業者数	362,807人
③年間商品販売額(卸売業)	2兆3,516億円
④年間商品販売額(小売業)	8,148億円
⑤製造品出荷額等総額	1兆742億円
⑥農家数	12,690戸
⑦経営耕地面積	30,617ha
⑧漁業経営体数	205経営体
⑨漁船隻数	276隻
⑩市内総生産(名目)	2兆9,765億円
⑪対前年度増加率(名目)	-0.7%
⑫一人当たりの市民所得	277万円

7



経済②

※産業別市内総生産(名目)(H23年度):総額2兆9,765億円

(控除)総資本形成にかかる消費税		0.4%
第1次産業	農林水産業	1.3%
第2次産業	鉱業	0.2%
	建設業	5.7%
	製造業	11.7%
第3次産業	電気・ガス・水道業	1.9%
	卸売・小売業	15.4%
	金融・保険業	4.0%
	不動産業	15.0%
	運輸・通信業	9.7%
	サービス業	20.8%
	政府サービス生産者	11.2%
対家計・民間非営利サービス生産者	2.4%	
輸入品に課される税・関税		1.2%

8



経済③

※製造品出荷額等の産業中分類別構成比(H23年):総額1兆0,050億円

食料品	22.3%
化学工業	20.1%
パルプ・紙	16.3%
輸送用機械	7.6%
金属製品	6.8%
生産用機械	4.0%
印刷・同関連業	3.2%
鉄鋼	3.0%
非鉄金属	2.5%
窯業・土石製品	2.1%
その他	12.0%

9



生活①

消費者物価指数(H26年平均)	102.8		
平均月間現金給与額(H25年)	320,621円		
有効求人倍率(H26年)	1.25		
新設住宅着工戸数(H25年度)	6,180戸		
持ち家率(H25 住宅・土地統計調査)	66.4%		
医療施設 (H25年度)	病院(施設数, 病床数)	44	11,034
	診療所(施設数, 病床数)	658	274
	歯科診療所(施設数)	492	—
保育園 (H26.4.1)	保育園数	222園	
	園児数(定員)	20,035人	
生活保護 (H25年度平均)	被保護世帯	8,417世帯	
	被保護人員	11,587人	

10



生活②

公園 (H25年度末)	都市公園数	1,352か所
	面積	7,927,191㎡
上水道普及率(H25年)		99.5%
下水道普及率(H26年)		82.8%
電力消費量(H25年度)		44億8,768万kWh
ガス消費量(H25年度)		2億7,942万㎡
配水量(H25年度)		1億317万㎡
ごみ処理量(H25年度)		316,249t
合計特殊出生率(H25年)		1.32

11



教育

※H25.5.1 学校基本調査

学校種別	学校数	在学者数
幼稚園	54	6,828
小学校	115	41,132
中学校	62	21,708
中等教育学校	1	601
高等学校	29	23,333
短期大学	4	1,404
大学	8	18,981
特別支援学校	10	851
専修学校	44	12,441
各種学校	3	35

12



新潟港・新潟空港

※H25年

外貨コンテナ貨物取扱量(H25年)	180,526TEU
輸出(うち実入り)	89,540TEU(50,296TEU)
輸入(うち実入り)	90,986TEU(85,801TEU)

※「TEU」:20フィートコンテナ換算のこと。20フィートコンテナ1個で1TEU。

空港乗降者数 (国内)	大阪	392,607人	空港乗降者数 (海外)	ソウル	80,352人
	名古屋	98,859人		上海	13,463人
	札幌	159,569人		ハルビン	28,752人
	福岡	130,064人		グアム	11,090人
	沖縄	38,377人		台北	5,010人
	佐渡	710人		その他	16,329人
	成田	22,750人			
	その他	459人			

13



道路・運輸

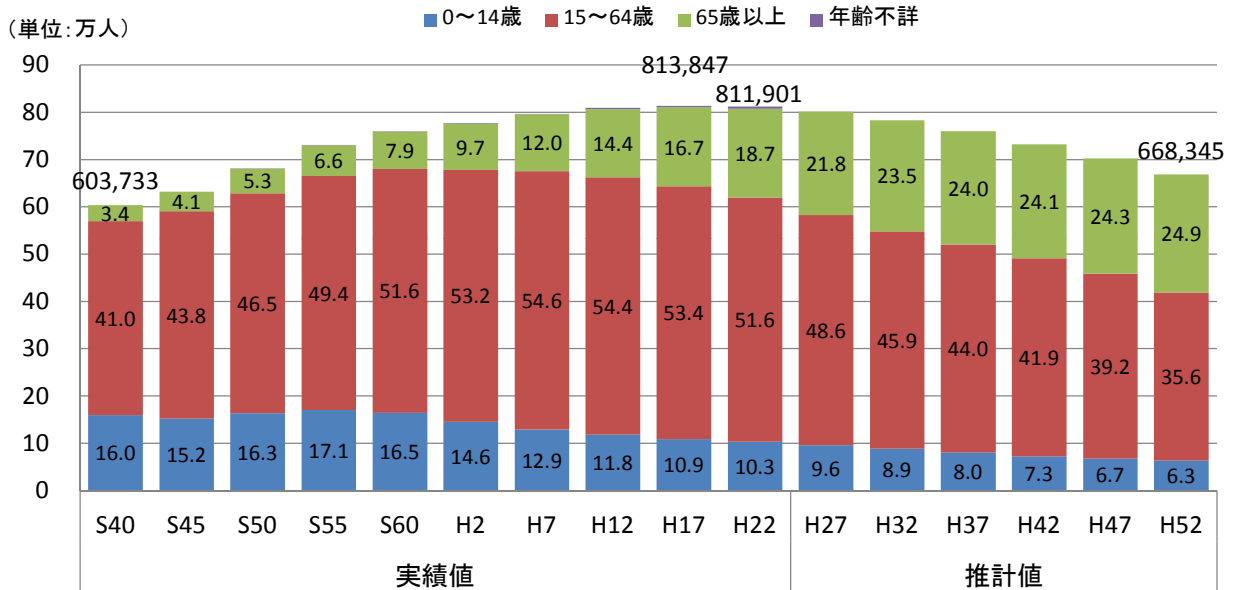
道路延長(H26.4.1)	6,909km
道路面積(H26.4.1)	45.39km ²
自動車登録台数(H25年度末)	584,588台
JR乗車人数(H25年度)	3,171万人
市内線バス乗車人数(H25年度)	1,135万人
タクシー輸送人数(H25年度)	973万人

14



本市の人口推移と推計人口

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所



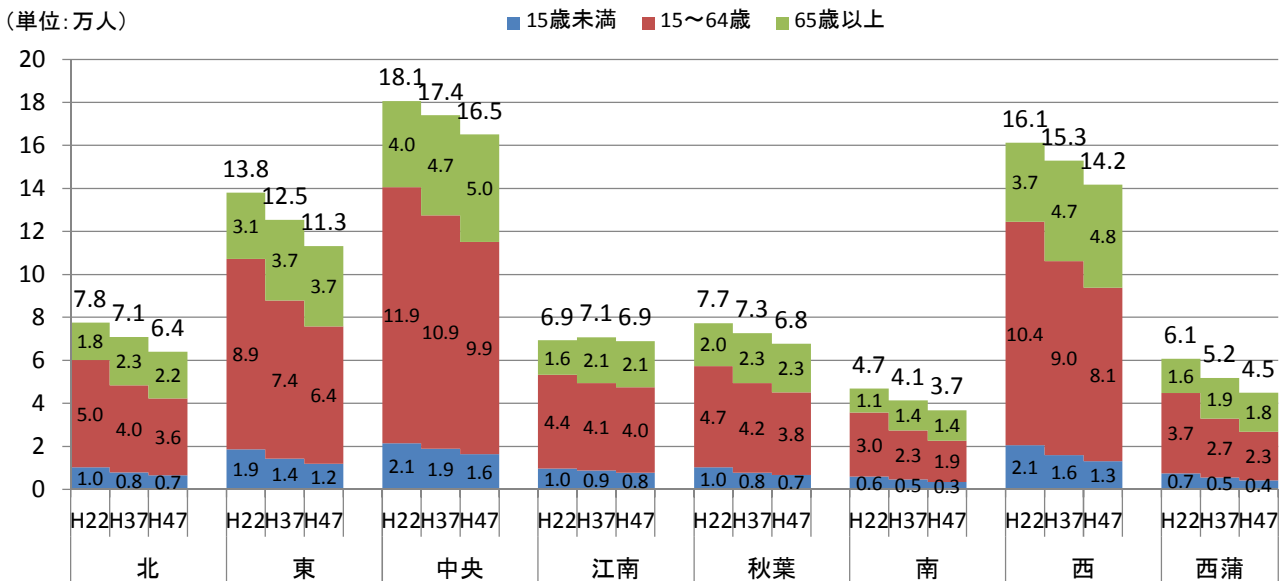
平成52年の本市の推計人口は668,345人となり，平成22年から143,556人減少。15~64歳人口は，平成52年には35.6万人となり16万人の減少となる。一方，65歳以上人口は，24.9万人になると推計されている。

15



区別 人口と推計人口

資料：国勢調査（推計値は国勢調査（H22）を基準として新潟市推計）



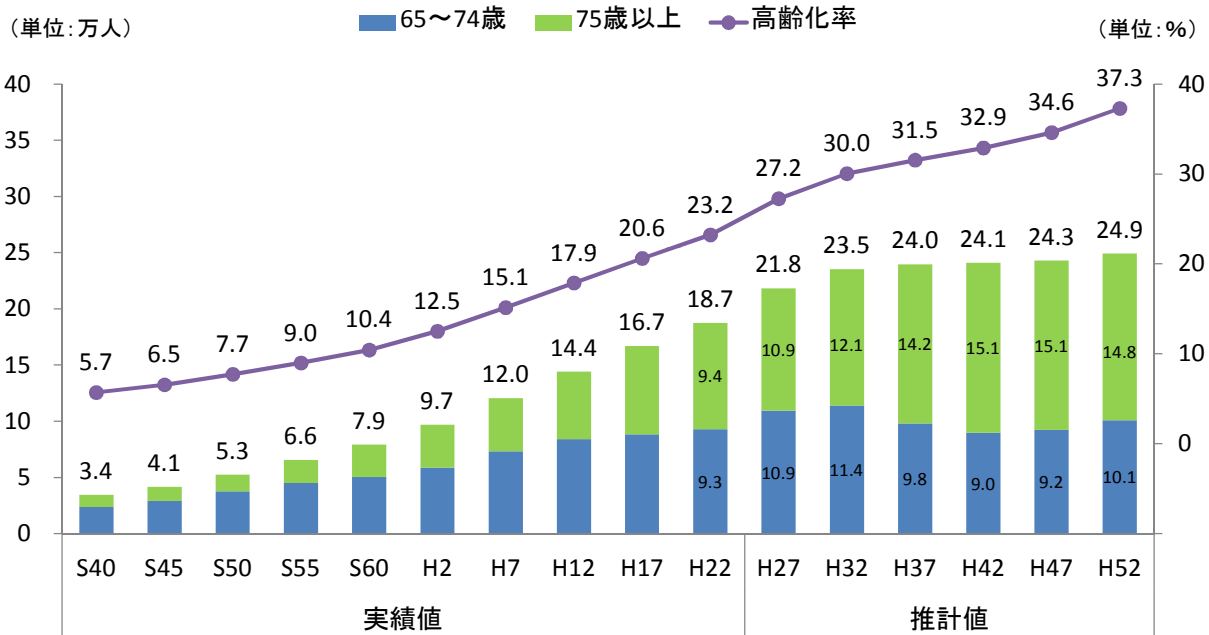
平成22年と平成47年の推計人口を比較すると，江南区以外の全区で人口が減少。年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15~64歳）は，全区で減少。老年人口（65歳以上）は全区で増加。

16



本市の高齢者数および高齢化率の推移と推計

資料：国勢調査，国立社会保障・人口問題研究所



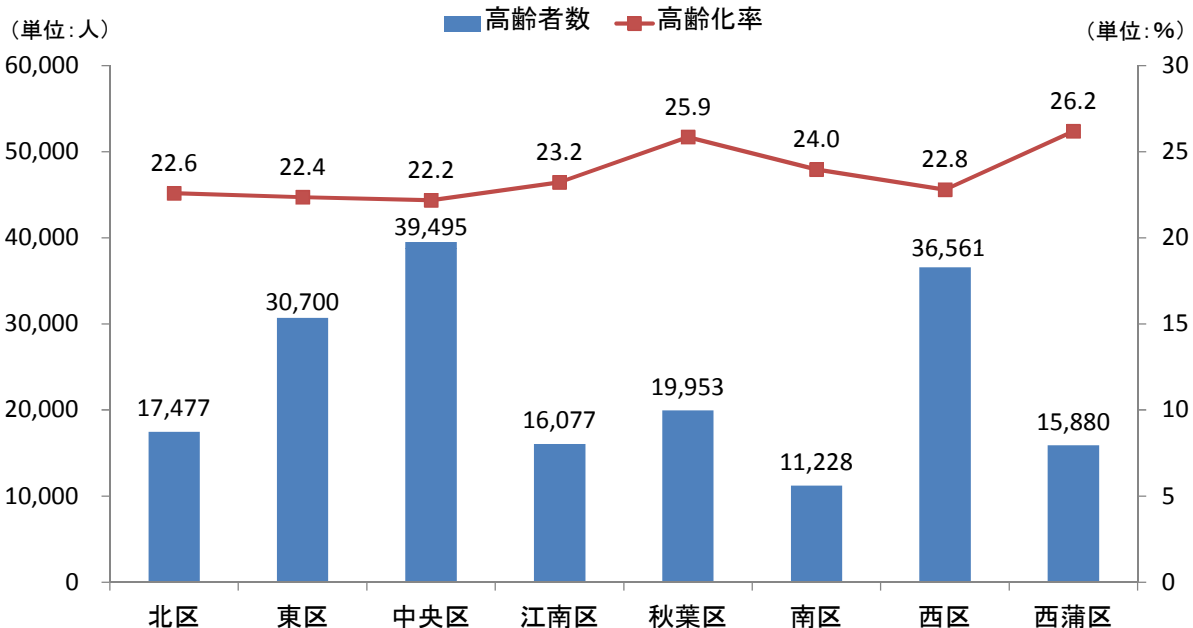
本市の平成22年の高齢者数(65歳以上)は187,371人で、高齢化率は23.2%となっている。平成52年には249,221人、37.3%になると推計されている。

17



区別 高齢者数と高齢化率

資料：国勢調査(H22)



高齢者数(65歳以上)は中央区が最も多く、西区，東区の順になっている。高齢化率は西蒲区，秋葉区，南区の順になっている。

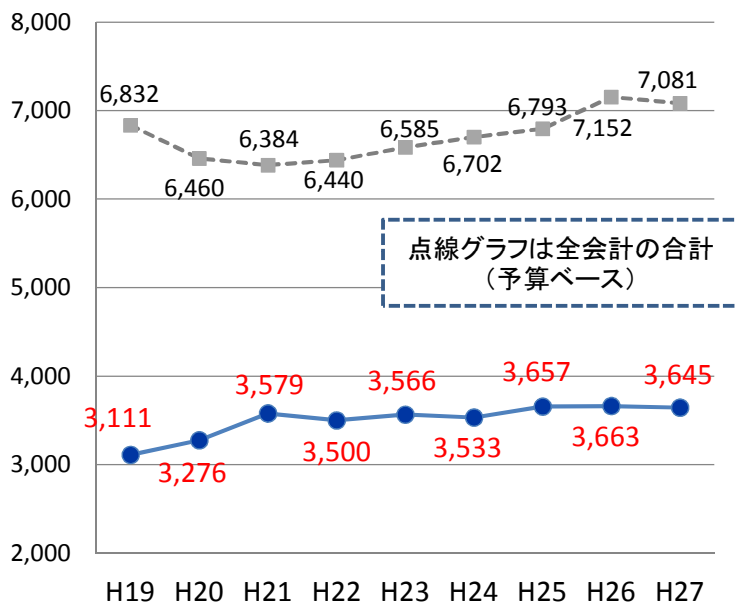
18



一般会計歳出規模

資料：新潟市財務課

一般会計歳出規模(H19-25決算、26・27当初予算)(億円)



※北九州市は暫定予算のためH26当初予算で比較

順位	団体名	H27当初予算	人口
1	大阪市	17,270	266
2	横浜市	14,955	371
3	名古屋市	10,723	225
4	札幌市	8,722	192
5	福岡市	7,820	146
6	京都市	7,504	142
7	神戸市	7,282	156
8	川崎市	6,189	143
9	広島市	6,067	118
10	仙台市	5,389	104
11	北九州市※	5,421	98
12	さいたま市	4,560	125
13	千葉市	3,902	96
14	堺市	3,712	85
15	新潟市	3,645	81
16	熊本市	2,962	73
17	浜松市	2,949	81
18	岡山市	2,848	70
19	静岡市	2,825	72
20	相模原市	2,555	71

19

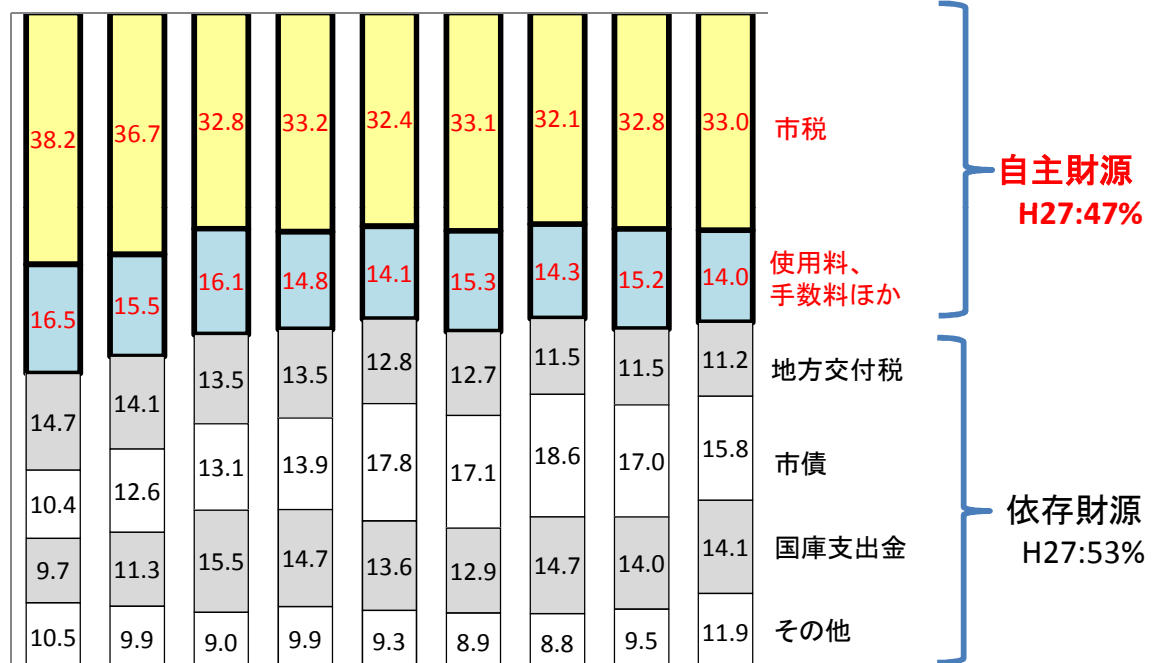


歳入構成比の推移

資料：新潟市財務課

一般会計歳入構成比の推移(%) H19-25決算H26・27当初予算

H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27



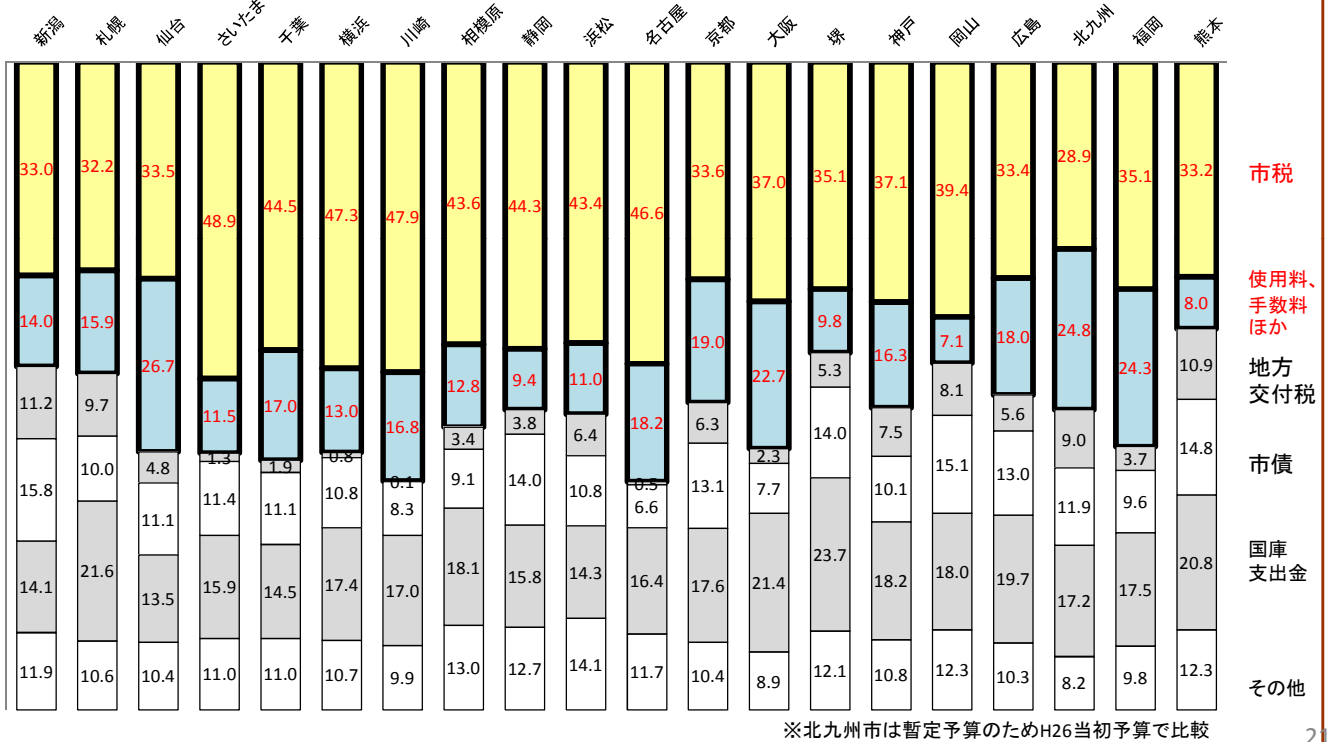
20



歳入構成比 他都市との比較

資料：新潟市財務課

〈歳入構成比〉他都市との比較(%) H27当初予算ベース 赤字：自主財源 黒字：依存財源



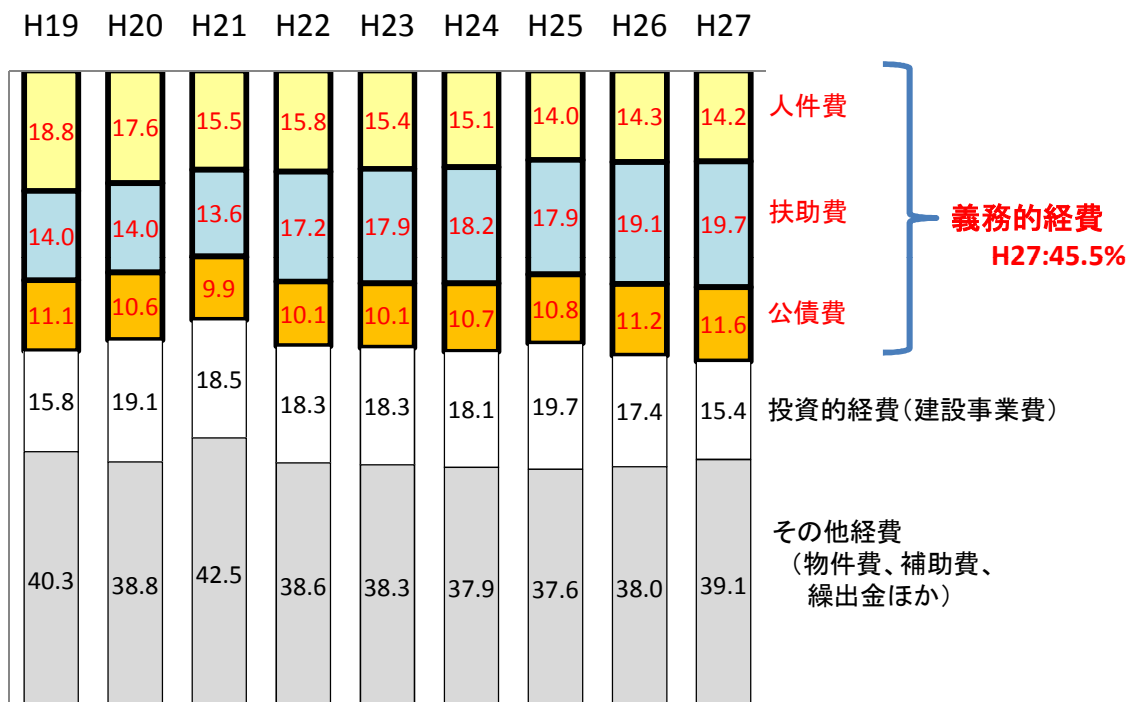
21



歳出構成比の推移

資料：新潟市財務課

一般会計歳出構成比の推移 (%) H19-25決算H26・27当初予算



22

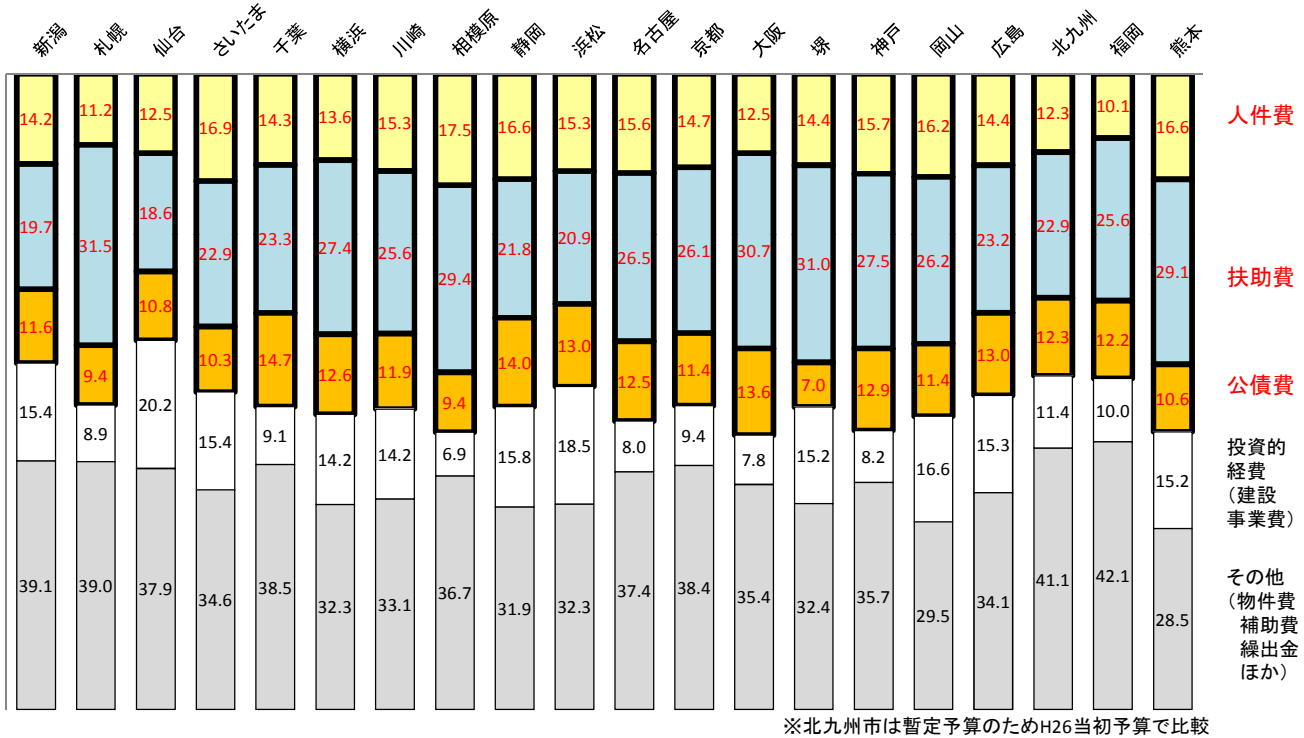


歳出構成比 他都市との比較

資料：新潟市財務課

〈歳出構成比〉他都市との比較(%) H27当初予算ベース

赤字：義務的経費



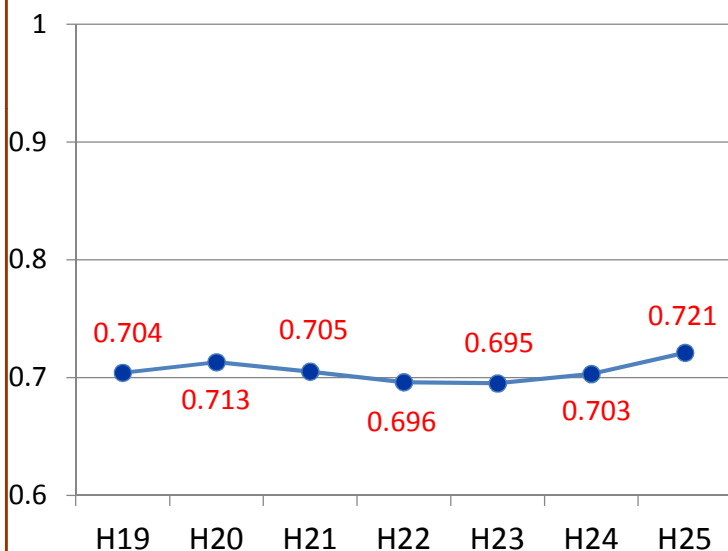
23



財政力指数 ～豊かさの程度～

資料：新潟市財務課

自治体が標準的水準で行政を行った場合に要する経費(基準財政需要額)に対する、標準的に収入し得る市税などの歳入(基準財政収入額)の割合
 $(\text{基準財政収入額}) \div (\text{基準財政需要額})$ 1を超えれば交付税不交付団体



政令市範囲 (H25)

団体名	H25財政力指数	人口
1 川崎市	1.00	143
2 名古屋市	0.98	225
3 さいたま市	0.97	125
4 横浜市	0.96	371
5 相模原市	0.95	71
6 千葉市	0.95	96
7 大阪市	0.90	266
8 静岡市	0.90	72
9 浜松市	0.87	81
政令市平均	0.85	—
10 仙台市	0.85	104
11 福岡市	0.85	146
12 堺市	0.84	85
13 広島市	0.81	118
14 京都市	0.76	142
15 岡山市	0.76	70
16 神戸市	0.76	156
17 新潟市	0.72	81
18 北九州市	0.70	98
19 札幌市	0.69	192
20 熊本市	0.68	73

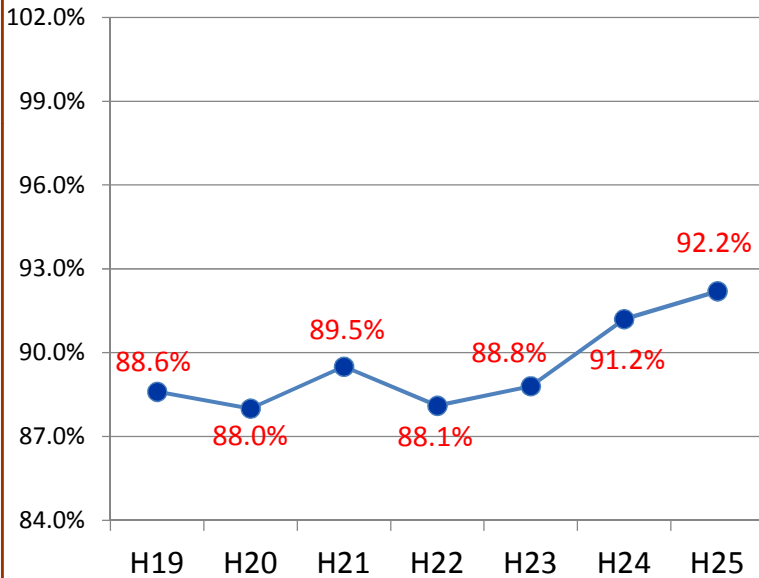
24



経常収支比率 ～財政構造の弾力性～

資料：新潟市
財務課

市税などの経常的に歳入される一般財源に対する、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の比率（義務的経費）÷（市税、交付税等一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債）×100



政令市範囲(H25)

順位	団体名	H25経常収支比率 (%)	人口
1	岡山市	87.5	70
2	熊本市	89.5	73
3	浜松市	90.7	81
4	福岡市	90.8	146
5	静岡市	91.1	72
6	新潟市	92.2	81
7	札幌市	92.3	192
8	横浜市	94.3	371
9	さいたま市	94.5	125
10	神戸市	95.1	156
	政令市平均	95.4	—
11	千葉市	95.5	96
12	北九州市	95.6	98
13	堺市	96.3	85
14	広島市	96.4	118
15	相模原市	97.0	71
16	仙台市	97.3	104
17	川崎市	97.8	143
18	大阪市	98.3	266
19	名古屋市	100.2	225
20	京都市	100.3	142

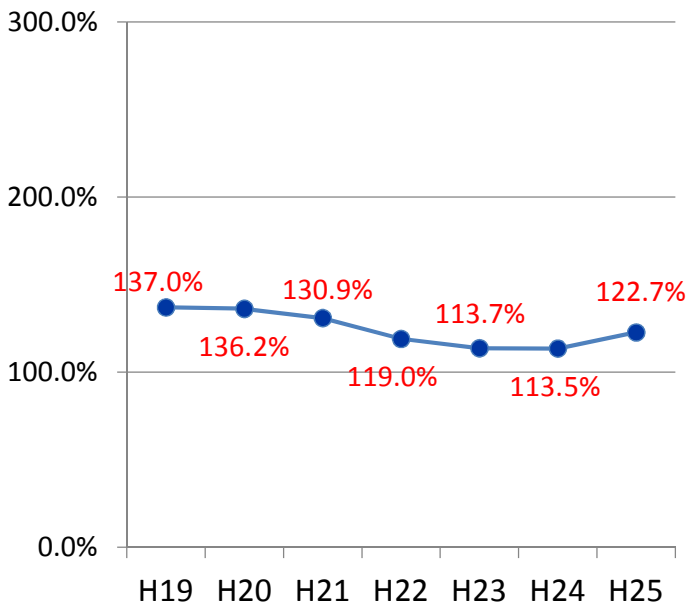
25



将来負担比率

資料：新潟市財務課

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。負債が将来、財政を圧迫する可能性の大きさを示す。【早期健全化基準400%】



政令市範囲(H25)

順位	団体名	H25将来負担比率 (%)	人口
1	浜松市	8.9	81
2	さいたま市	25.7	125
3	堺市	27.6	85
4	相模原市	39.8	71
5	岡山市	54.0	70
6	静岡市	76.2	72
7	札幌市	78.0	192
8	神戸市	94.6	156
9	川崎市	111.5	143
10	熊本市	122.5	73
11	新潟市	122.7	81
12	仙台市	136.4	104
	政令市平均	139.0	—
13	大阪市	152.5	266
14	名古屋市	164.9	225
15	北九州市	169.3	98
16	福岡市	174.8	146
17	横浜市	198.7	371
18	広島市	228.2	118
19	京都市	230.2	142
20	千葉市	248.0	96

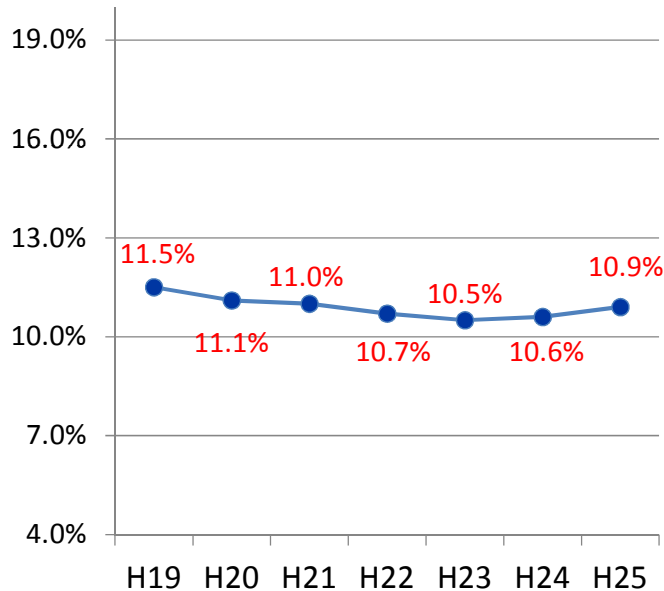
26



実質公債費比率 ～公債費の負荷の程度～

資料：新潟市
財務課

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率。公債費(借入金の返済)の負荷の程度、資金繰りの程度を示す。【早期健全化基準25%】



政令市範囲(H25)

団体名	H25実質公債費比率	人口
1 相模原市	3.9	71
2 堺市	5.2	85
3 さいたま市	5.5	125
4 札幌市	6.7	192
5 大阪市	9.0	266
6 川崎市	9.1	143
7 神戸市	10.1	156
8 静岡市	10.3	72
9 北九州市	10.5	98
10 熊本市	10.6	73
11 浜松市	10.8	81
12 新潟市	10.9	81
政令市平均	11.2	—
13 仙台市	11.3	104
14 岡山市	12.4	70
15 名古屋市	12.6	225
16 福岡市	13.4	146
17 京都市	14.0	142
18 横浜市	15.4	371
19 広島市	15.6	118
20 千葉市	18.4	96

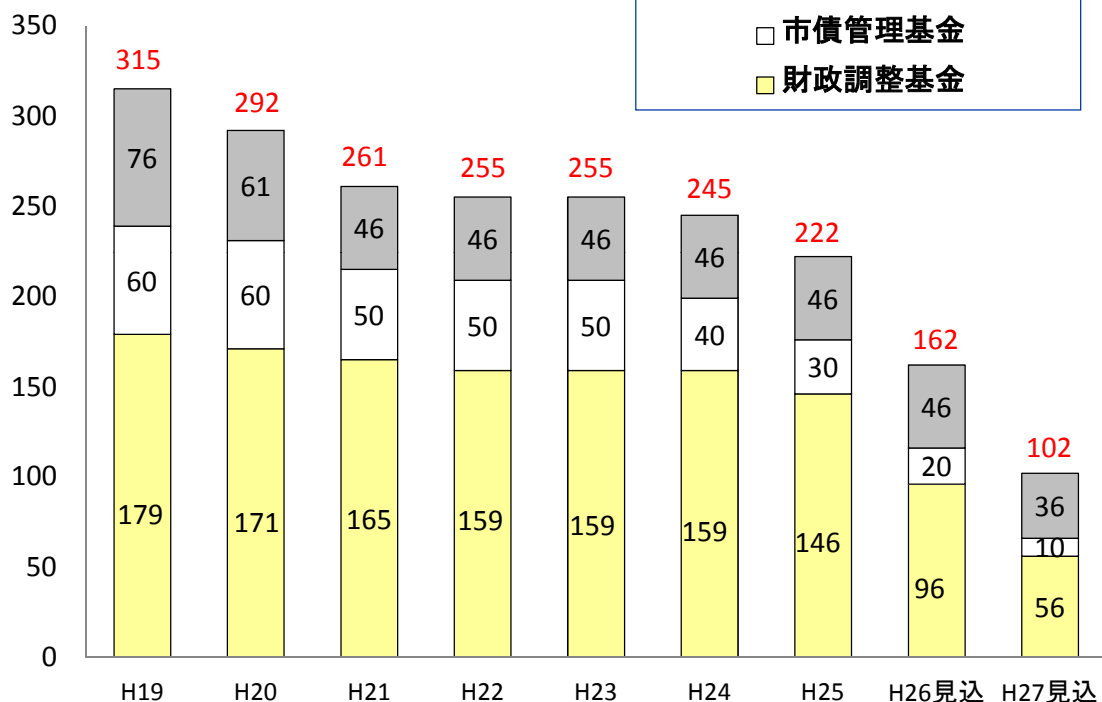
27



主要3基金

資料：新潟市財務課

主要3基金残高の推移(億円)



※財源調整分。市債満期一括償還に係る積立分などは除く

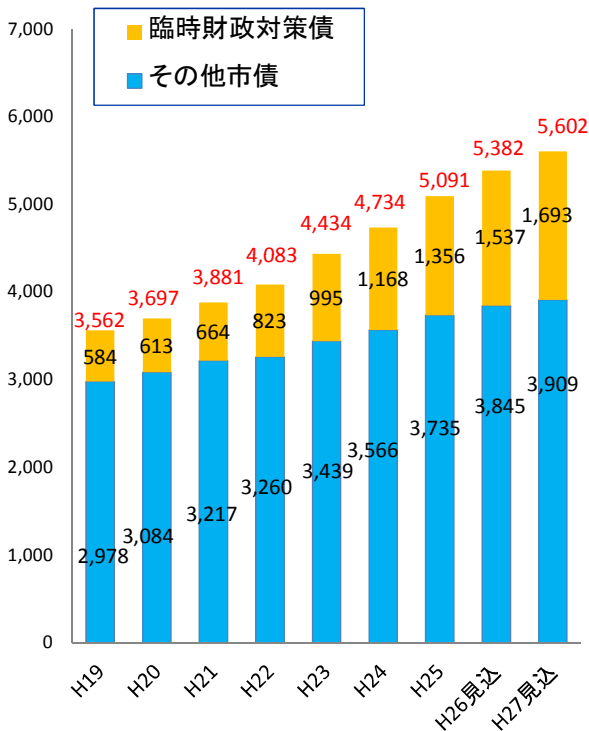
28



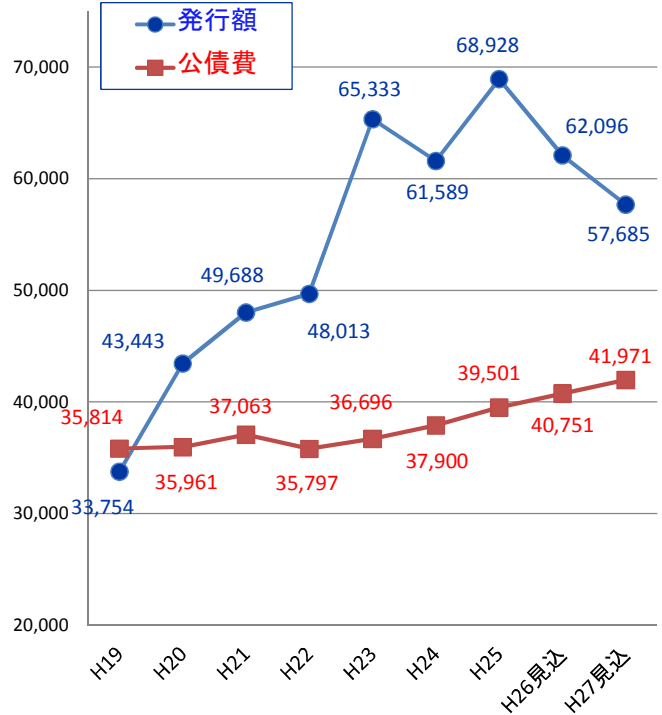
市債

資料:新潟市財務課

残高の推移 (億円)



発行額・公債費(百万円)



29



財政予測計画(H28-34)における財政目標

資料:新潟市
財務課

(新潟市の財政目標)

- ・臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスについて、平成28年度から収支均衡を図る
- ・臨時財政対策債を除いた市債残高について、平成28年度から減少させ、平成34年度までに3,800億円以下に縮減

(単位:億円)

	H27予算	H28見込	H29見込	H30見込	H31見込	H32見込	H33見込	H34見込
税収伸率※	-	1.9%	1.9%	1.9%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
投資的経費	560	540	549	524	503	476	472	478
プライマリーバランス (臨時財政対策債を除く)	△ 64	11	17	15	15	23	27	23
市債残高 (臨時財政対策債を除く)	3,909	3,898	3,881	3,866	3,851	3,828	3,801	3,778
基金積立額(△は取崩し)	△ 60	△ 46	△ 24	15	30	28	17	10
年度末基金残高	102	56	32	47	77	105	122	132

備考

・固都税評価替

・H28～退手債終了

・4月 消費税10%に引上げ
・県費教職員権限税源移譲

・固都税評価替

・固都税評価替

※税収伸率とは別に、現時点で見込める税制改正や固定資産税の評価替などの影響を反映

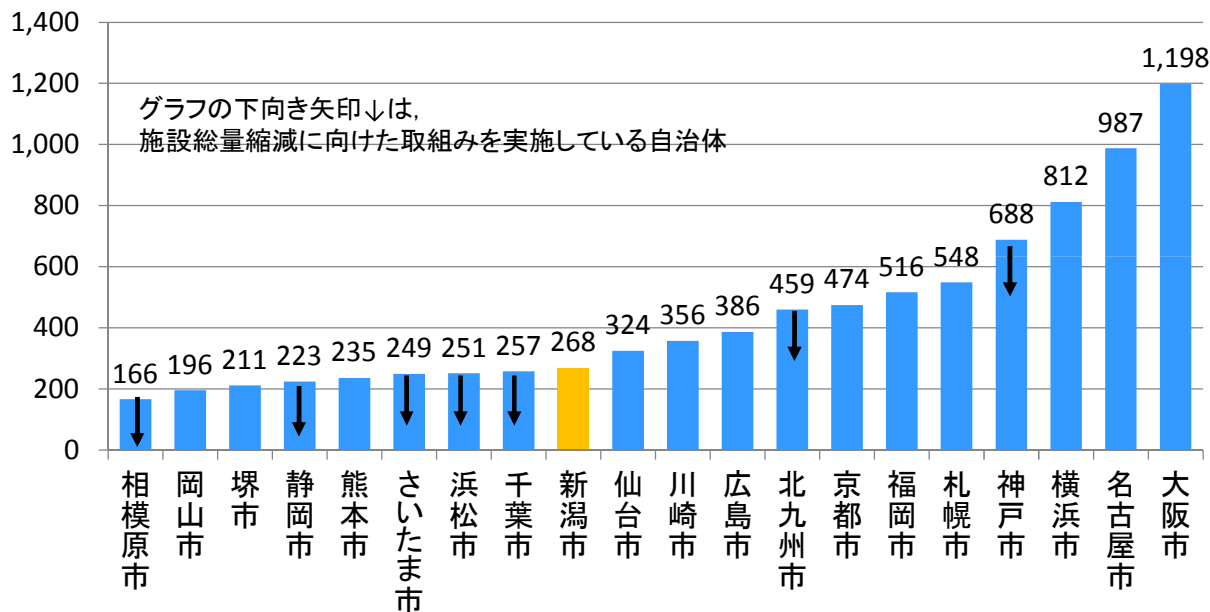
30



政令市別 建物保有状況(行政財産)

(単位:万㎡)

資料:「財産に関する調書(平成25年度)」より作成



本市の公共施設延床面積は268万㎡で政令指定都市の中では12番目に大きい。最も面積が大きいのは大阪市で1,198万㎡。

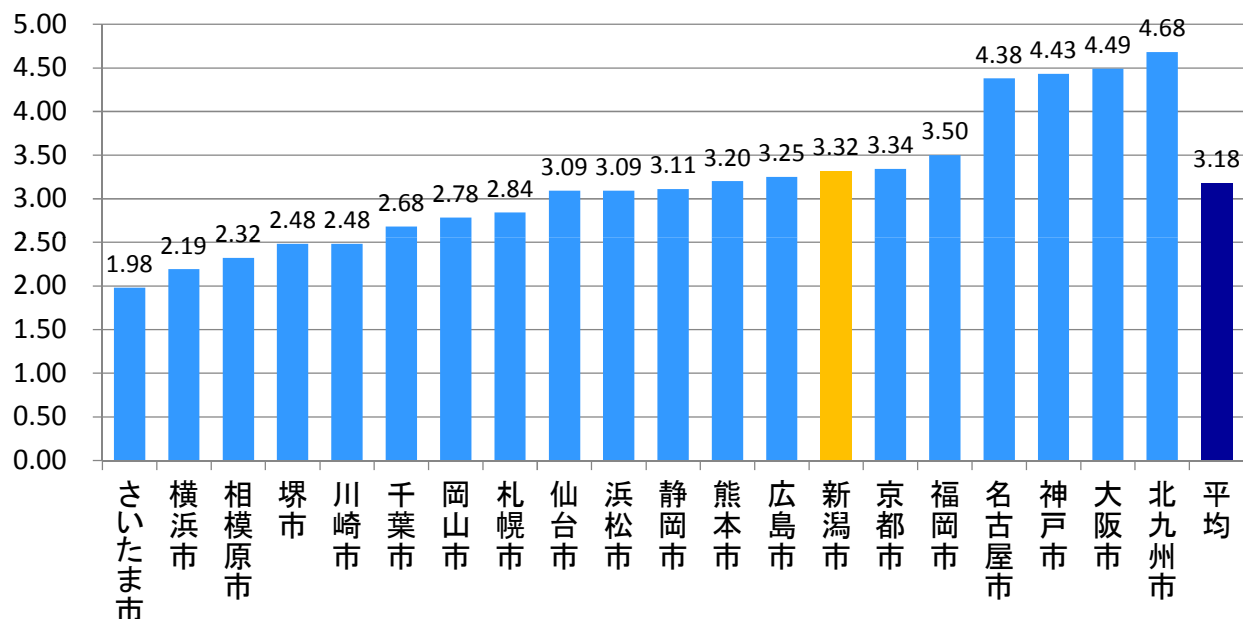
31



政令市別 人口1人当たりの建物保有状況(行政財産)

(単位:㎡/人)

資料:「財産に関する調書(平成25年度)」より作成



本市の人口1人当たりの建物保有量は3.32㎡で政令指定都市の中では7番目に多く、政令市平均を上回っている。最も面積が大きいのは北九州市で4.68㎡。

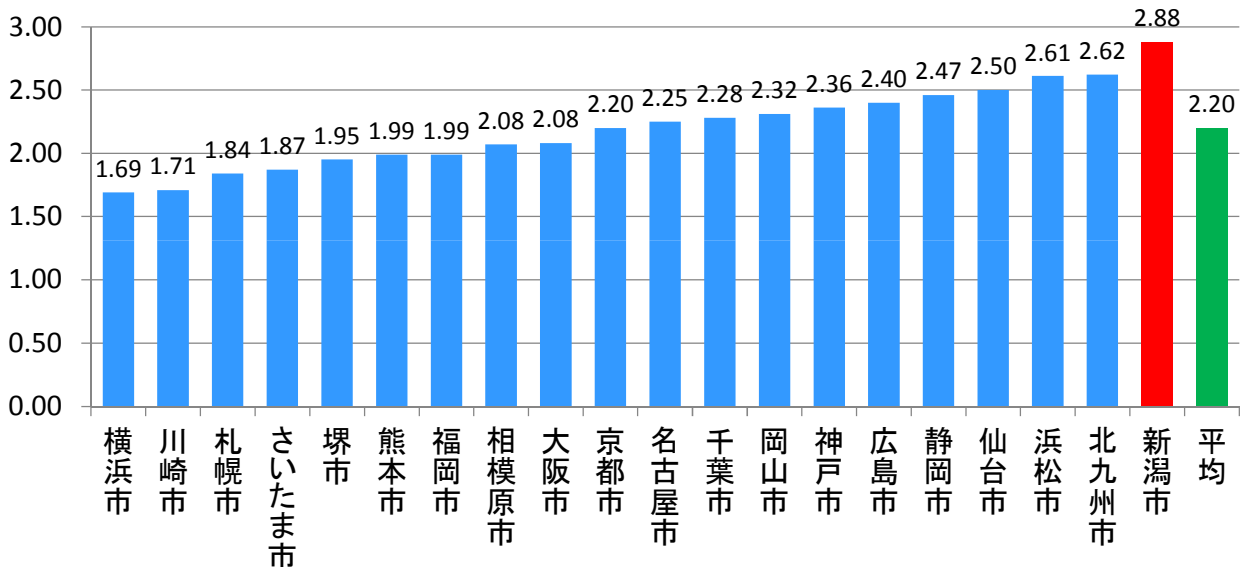
32



政令市別 人口1人当たりの建物保有状況(公営住宅以外)

(単位:m²/人)

資料:財産に関する調書(H24、H25)



※公営住宅以外の行政財産の比較

公営住宅以外の行政財産の人口1人当たり面積は、本市が政令市間で最も大きい。

33

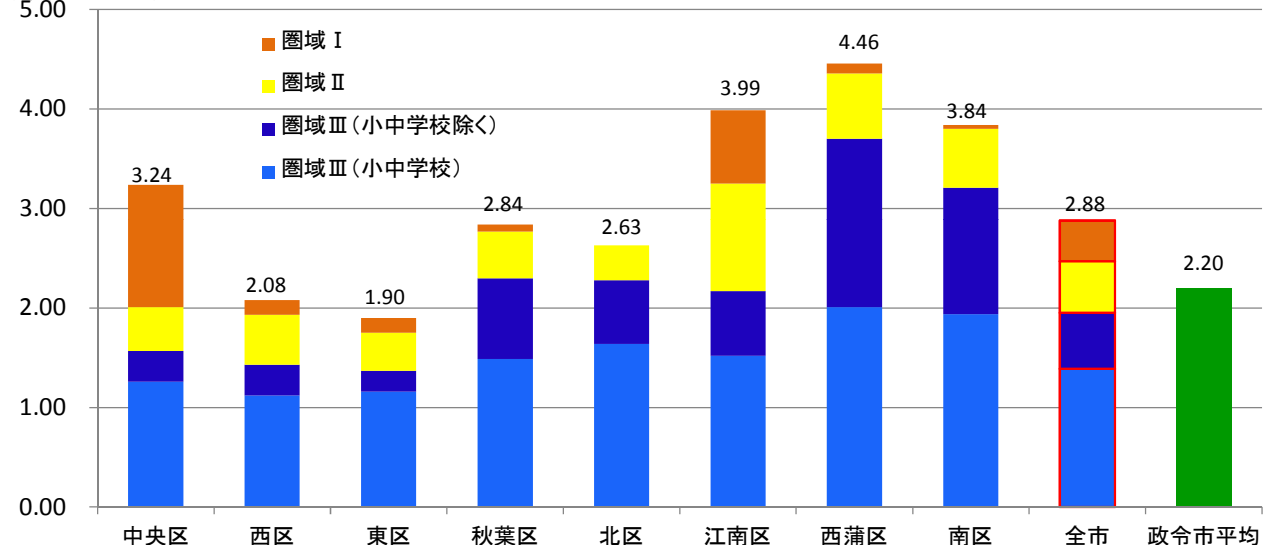


圏域別 人口1人当たりの建物保有状況(区人口順)

資料:公有財産台帳(H25)

(単位:m²/人)

圏域 I : 全市民対象(全市で1施設)、圏域 II : 1~3区で1施設、圏域 III : 地域密着(各区内に複数)



人口1人当たりの施設面積は、西蒲区が4.46m²/人で最も大きく、江南区が3.99m²/人で続いている。最も小さいのは東区で1.90m²/人。江南区は、中央卸売市場、亀田焼却場、舞平処理場などの清掃施設があり、圏域 I (全市民対象)の施設割合が多い。

34

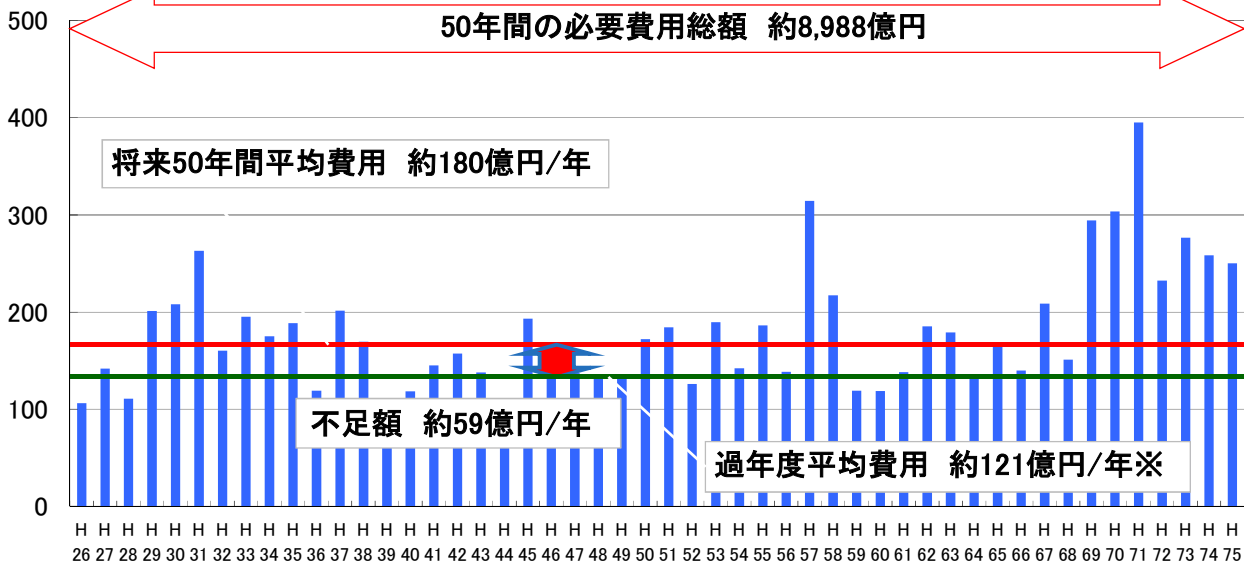


本市の将来費用算出結果(長寿命化シナリオ)

資料:新潟市財産白書

(単位:億円)

[前提条件]▷耐用年数:80年 ▷周期:補修20年, 修繕40年, 建替え80年



既存の行政財産を現状のまま維持する場合、耐用年数80年の設定では、将来50年間に必要な費用は約8,988億円になり、年度当たりの平均費用は約180億円となる。過年度平均費用は約121億円だったため、毎年度約59億円が不足する。

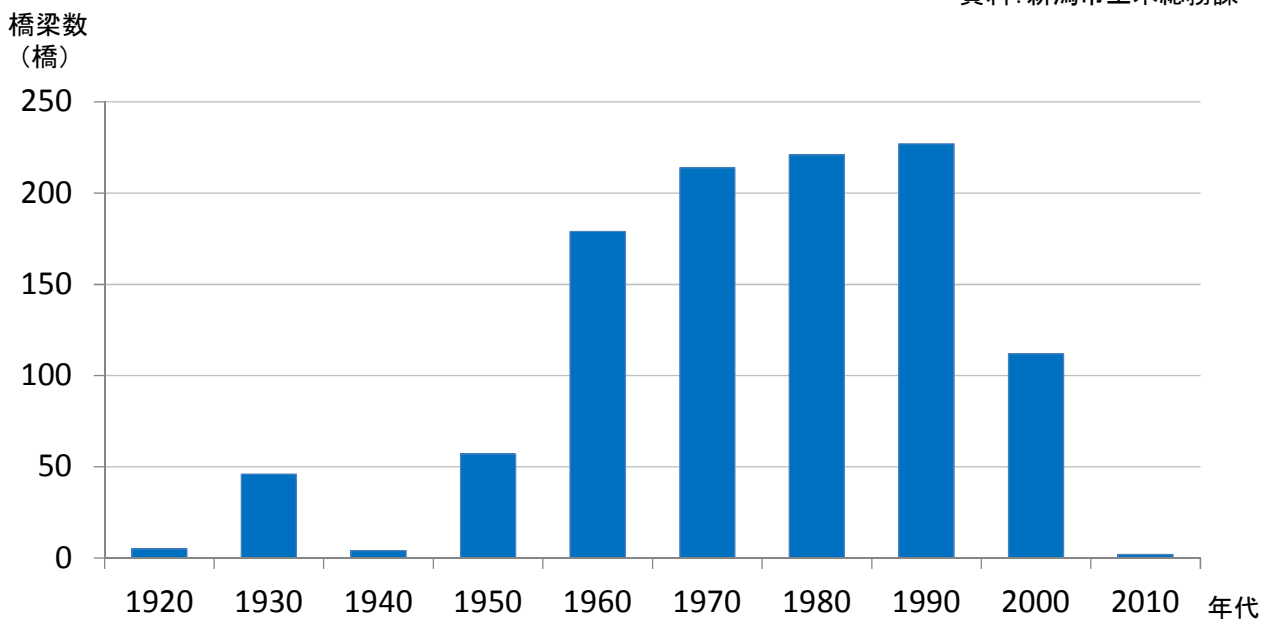
※過年度平均費用:公共施設に係る投資経費実績(H17~H24年度平均)(合併建設計画分を除く)

37



本市の架設年次別 橋りょう数

資料:新潟市土木総務課



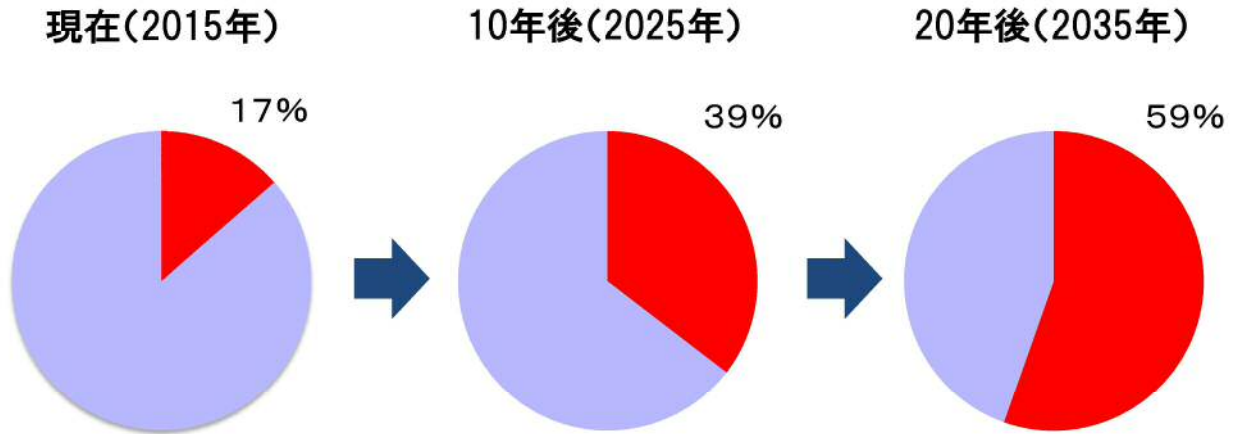
本市で管理する橋梁は、高度経済成長期を中心に多くが建設されている。

38



本市における50年超過橋りょう割合の推計

資料：新潟市土木総務課



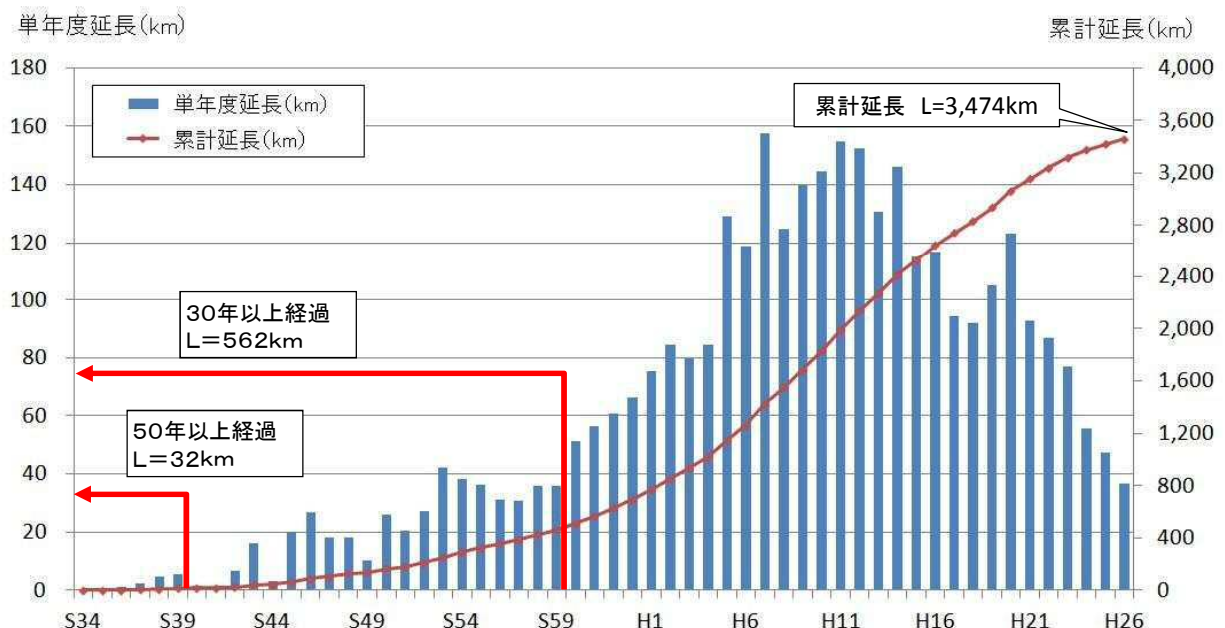
本市で建設後50年を超える橋梁は、2015年の17%から、20年後の2035年には59%と急激に増加することが予想される。

39



本市における下水道管渠の年度別 整備延長

資料：新潟市下水道部

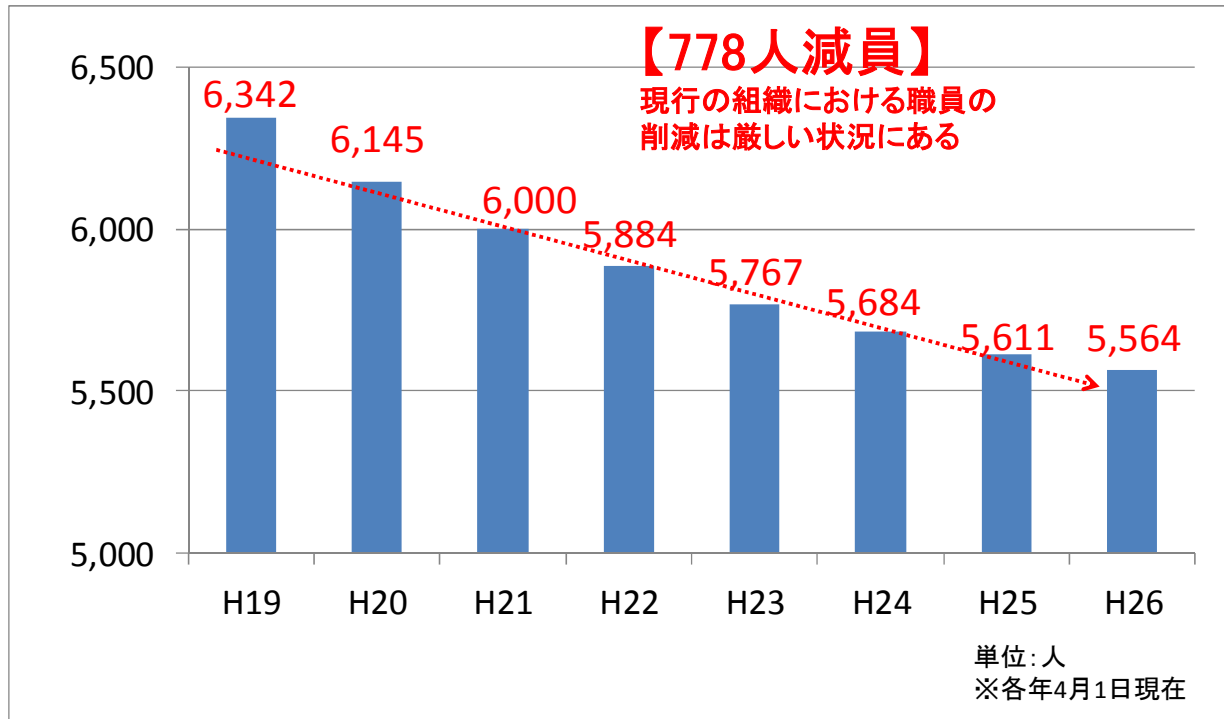


本市の下水道管渠の累計延長をみると、整備から50年以上経過が32km、30年以上経過が562kmとなっている。今後は、老朽管路の急増が見込まれる。

40



市職員数(普通会計職員数)の推移



41



市職員の同規模政令市との比較(普通会計・部門別)



	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	教育	消防
■新潟市	24	819	257	1210	598	8	195	99	549	940	911
■9政令市平均	27	765	255	1036	650	7	113	93	609	773	827

9政令市平均とは、同規模政令市(千葉、相模原、静岡、浜松、堺、岡山、北九州、熊本、新潟)の人口1万人あたりの部門別平均職員数を算出し、新潟市人口にあてはめることにより算出したもの。H25.4.1現在比較

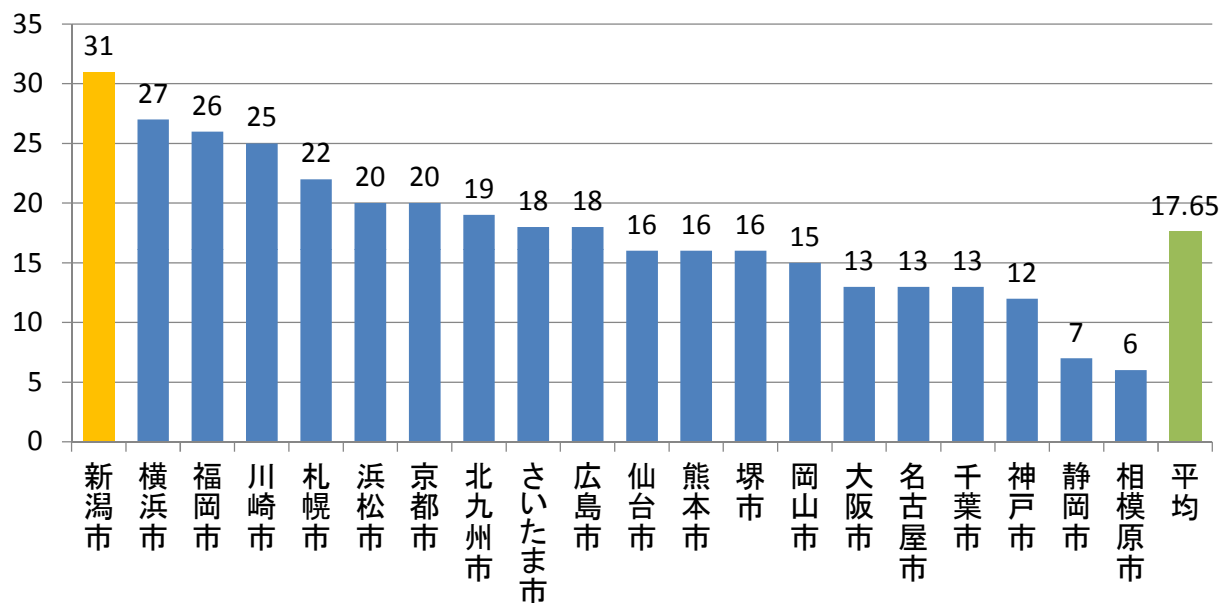
42



政令市別 全職員に占める区役所職員の割合

(単位:%)

資料:第30次地方制度調査会(第15回専門小委員会)



本市の全職員に占める区役所職員の割合は約31%で政令市中第1位となっている。

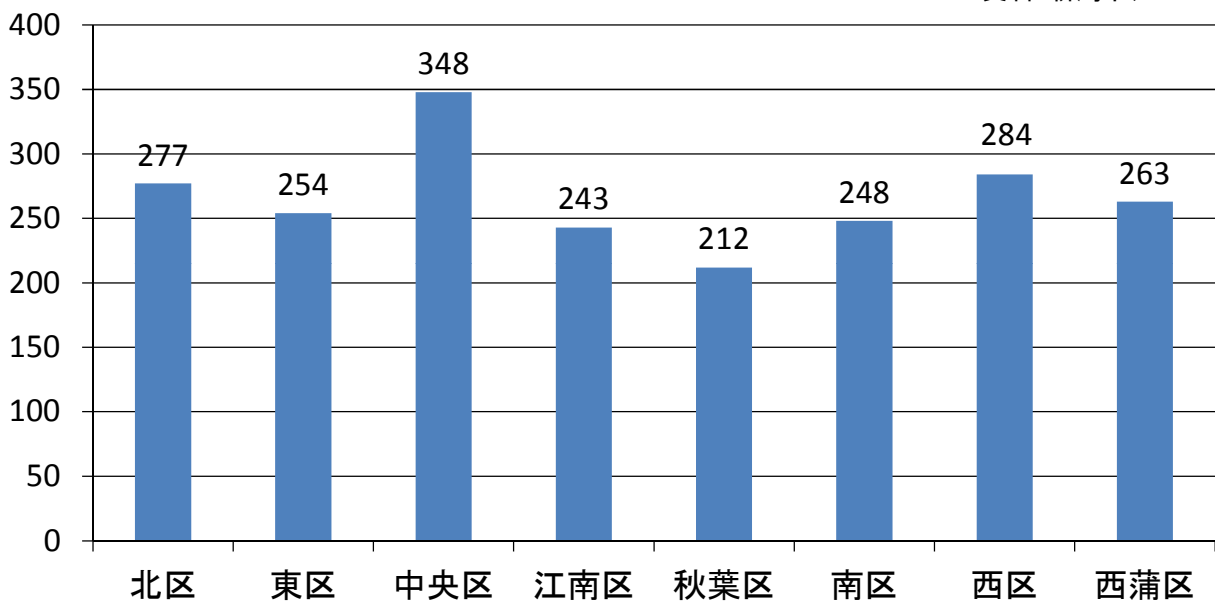
43



区別 区役所職員数

(単位:人)

資料:新潟市(H25.4.1)



区役所の職員数は中央区が348人で一番多く、西区284人、北区277人と続いている。最も少ないのは、秋葉区で212人。

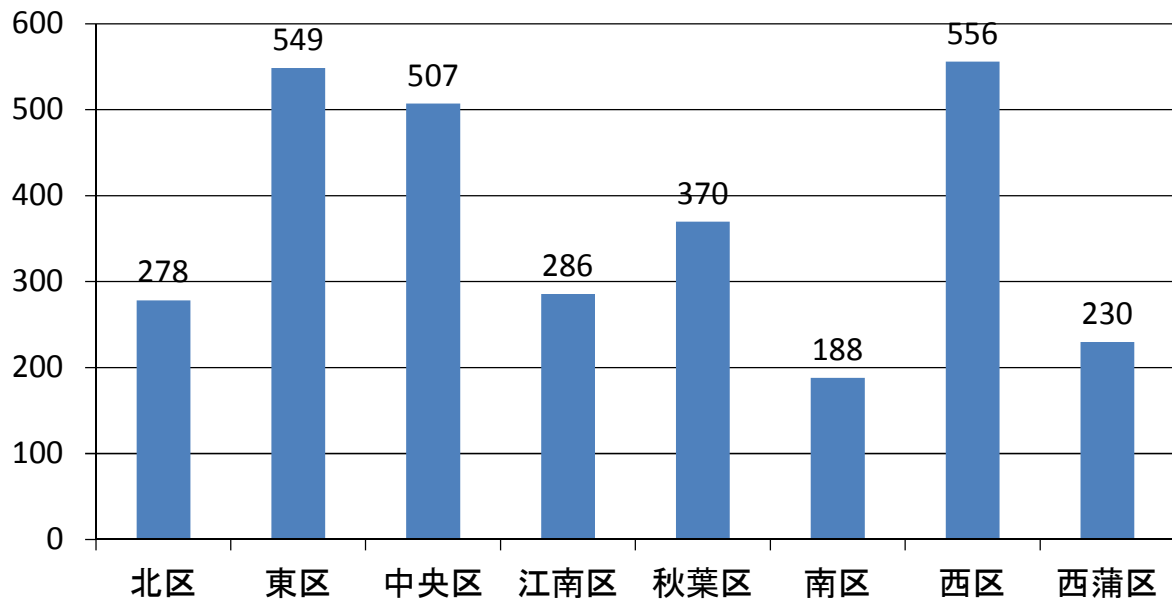
44



区別 区役所職員1人当たりの区民数

(単位:人)

資料:新潟市(H25.4.1)



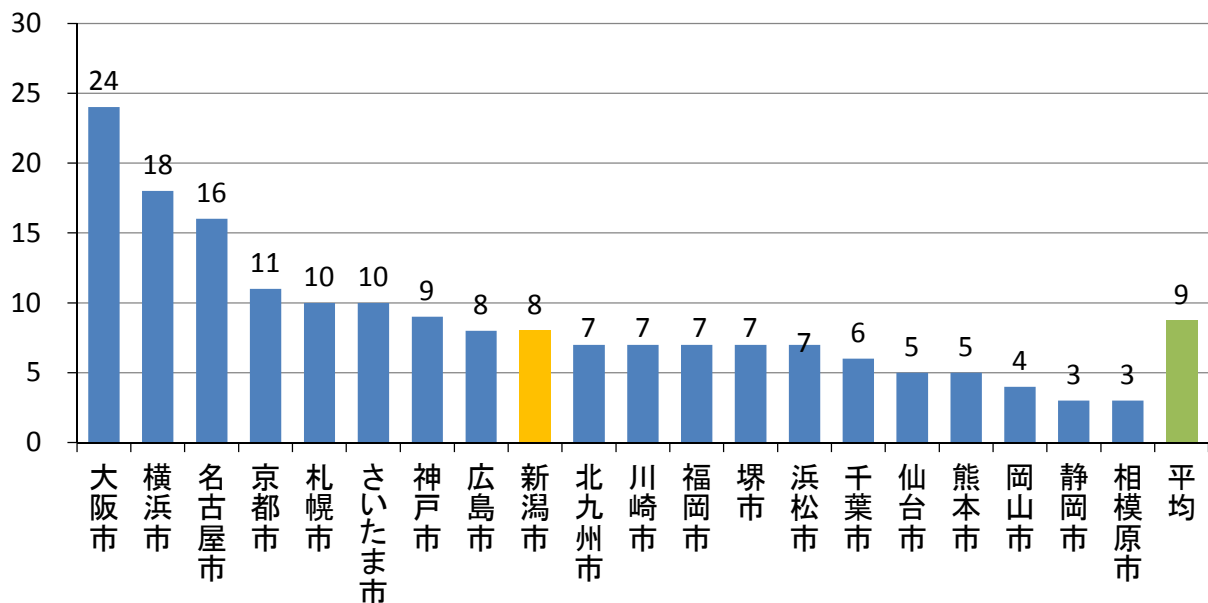
区職員1人当たりの区民の数は、西区556人で一番多く、東区が549人、中央区507人と続いている。最も少ないのは、南区で188人。

45



政令市別 区の数

資料:第30次地方制度調査会(第15回専門小委員会)



本市の区の数8で、広島市と並んで上位から8番目となっている。

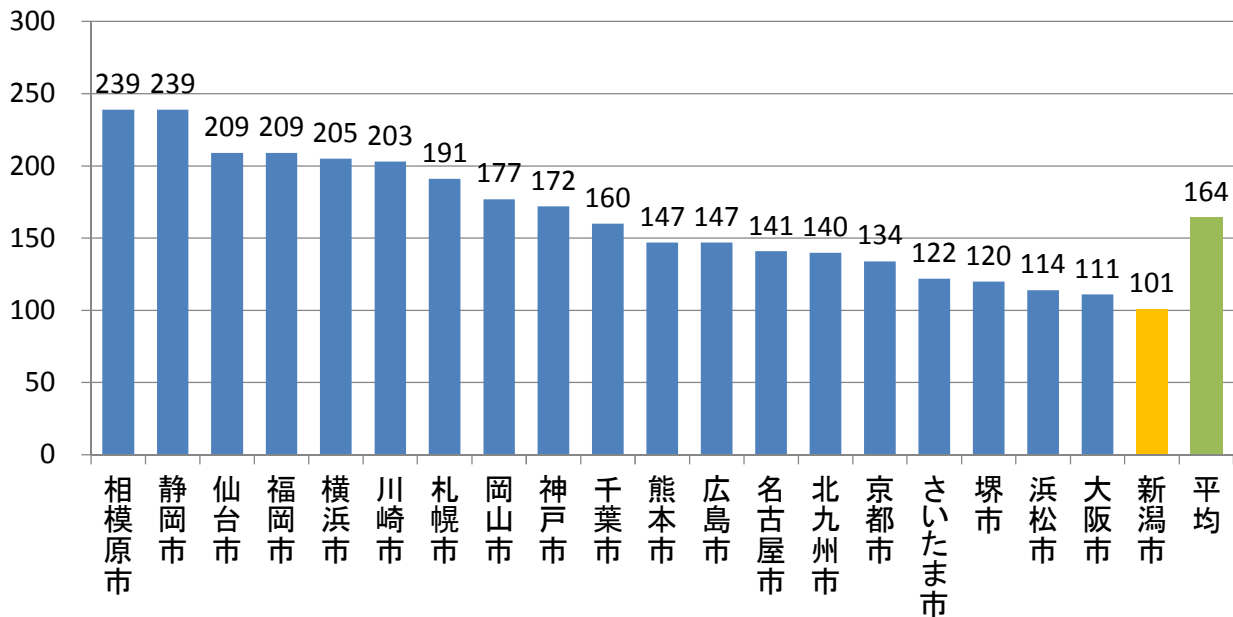
46



政令市別 1区当たりの平均人口

(単位:千人)

資料:第30次地方制度調査会(第15回専門小委員会)

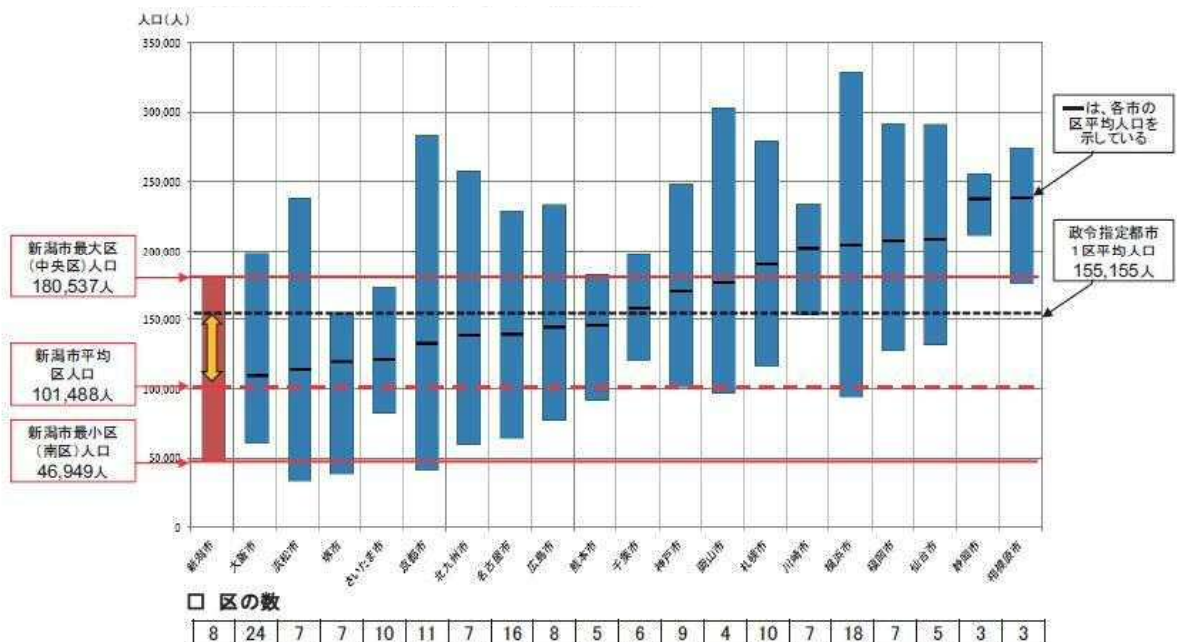


本市の1区当たりの人口は約10万1千人で、政令市中最も少ない。

47



政令指定都市の区の最大・平均・最少人口



(注) 区平均人口が小さい都市の順に左側から右側へ記載している。

出典:新潟市都市政策研究所「研究活動報告書2012」

48



政令指定都市の区役所組織が担う分野

- 相模原市を除き事務事業の範囲は広い。
- 先行政令指定都市では、区人口平均の大きい市(仙台市、福岡市、横浜市、川崎市、札幌市など)が広い分野を担う傾向にある。
- 後発の政令指定都市(例えば新潟市、岡山市)も区役所の取り扱う事務事業の範囲が広い。

分野	市名									
	大阪市	名古屋市	京都市	横浜市	神戸市	北九州市	札幌市	川崎市	福岡市	広島市
組織が担う分野	市民分野									
	保健福祉分野									
	保育分野									
	土木分野									
	建築分野									
	産業分野									

分野	市名									
	仙台市	千葉市	さいたま市	静岡市	堺市	新潟市	浜松市	岡山市	相模原市	熊本市
組織が担う分野	市民分野									
	保健福祉分野									
	保育分野									
	土木分野									
	建築分野									
	産業分野									

(注)政令指定都市移行順に掲載。

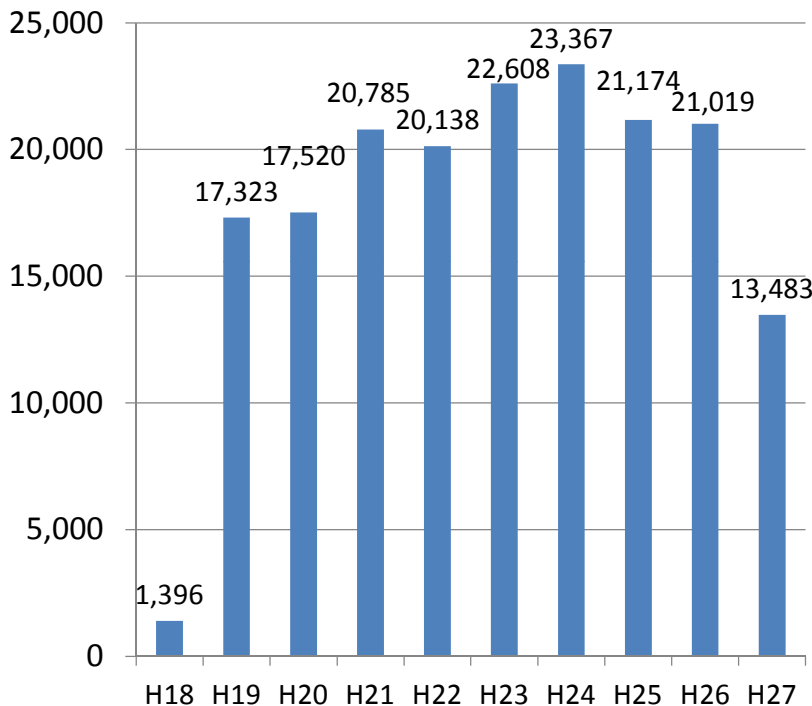
出典:新潟市都市政策研究所「研究活動報告書2012」



区役所への直接配分予算額の推移

※財務部より本庁所管部署を通さず、直接区役所に配分される予算額(人件費を除く)

資料:新潟市財務課



	配分率※	配分額(百万円)
H18(支所)	0.5%	1,396
H19	5.2%	17,323
H20	5.3%	17,520
H21	6.2%	20,785
H22	5.7%	20,138
H23	6.3%	22,608
H24	6.5%	23,367
H25	5.9%	21,174
H26	5.7%	21,019
H27	3.7%	13,483

※配分率は市一般会計予算における区役所配分予算比率

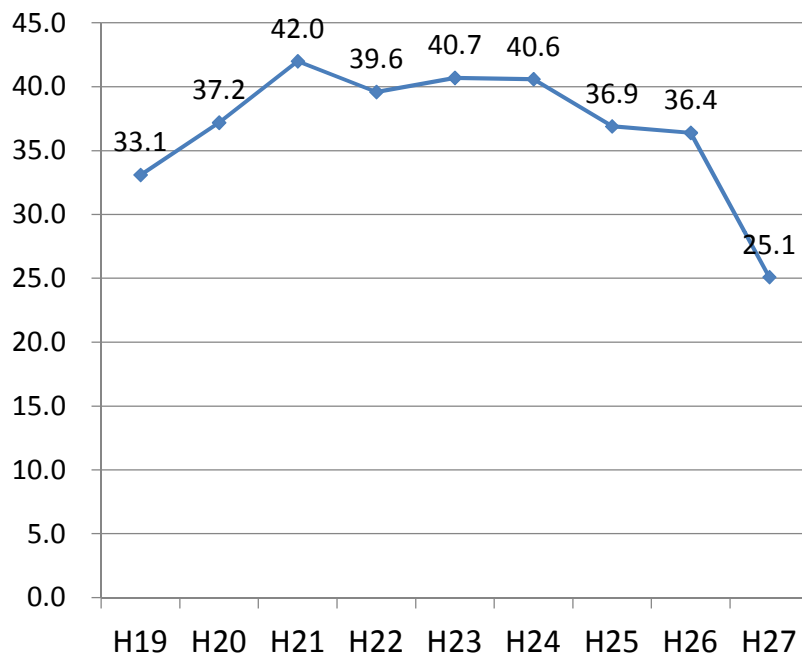
注)H27は合併建設計画の終了及び生活道路の整備費を本庁への配分に変更したことにより減少している。



区役所配分予算における直接配分予算の割合

※区役所配分予算額には人件費を含んでいない

資料：新潟市財務課



	配分率※	配分額 (百万円)
H19	33.1%	17,323
H20	37.2%	17,520
H21	42.0%	20,785
H22	39.6%	20,138
H23	40.7%	22,608
H24	40.6%	23,367
H25	36.9%	21,174
H26	36.4%	21,019
H27	25.1%	13,483

※配分率は、区役所配分予算額に占める区役所への直接配分予算額の割合

注)H27は合併建設計画の終了及び生活道路の整備費を本庁への配分に変更したことにより減少している。

にいがた未来ビジョン

にいがた未来ビジョン

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



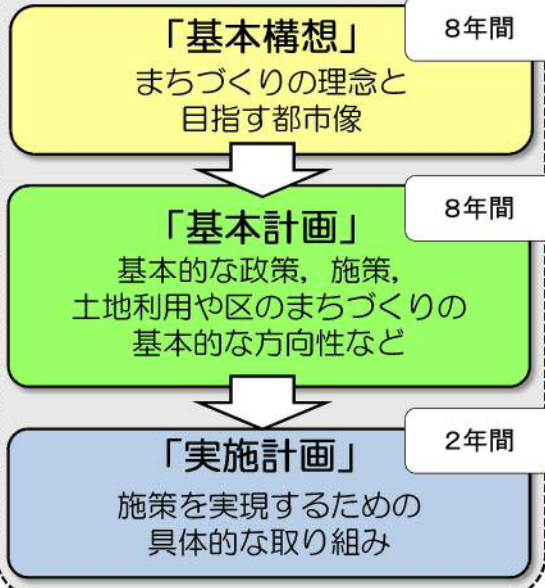
にいがた未来ビジョン = 新潟市総合計画

新潟市総合計画

- ▷新潟市のまちづくりの基本となり、目指す方向性を定める「最上位計画」
- ▷目指す都市像を定め、まちづくりのビジョンを市民と共有するもの

■ 人口減少社会のなか、持続可能な行政サービスを提供できるよう、行政の組織・機能の効率化や、区の規模や数などを含めた区のあるべき方向について検討を進めることについて明記。

にいがた未来ビジョン



「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造

国の動向

55

第30次地方制度調査会

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を内閣総理大臣に提出(平成25年6月25日)

【大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題】

■ 制度改正等の必要性

- ・ 市町村間の広域連携や都道府県による補完など、多様な選択肢の中から自ら選択できるようにしていくことが必要 など

【現行の大都市等に係る制度の見直し】

■ 住民自治を強化するための見直し(区の役割を拡充)

- ・ 条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができること
- ・ 区長を、市長が議会同意を得て選任する任期4年の特別職とすること
- ・ 区選出議員を構成員とし、区を単位とする常任委員会を置くこと など

■ 二重行政の解消を図るための見直し

- ・ 都道府県から指定都市への事務移譲により事務処理を一元化
- ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等について調整する協議会の設置 など

地方自治法の一部改正

56



地方自治法の一部改正(平成26年5月30日公布)

指定都市制度の見直し(抜粋)

(平成28年4月1日施行)

区役の拡充[「都市内分権」による住民自治の強化]

① 区の事務所が分掌する事務を条例で定める。

- どのような区のあり方がふさわしいか、議会も含め、十分に検討した上で立案する必要。⇒ 平成28年度の施行に向けて庁内で検討中。

② 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長(特別職)を置くことができるようにする。

- 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律等により総合区長が執行することとされた事務などを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する

※ 指定都市の議会においては、区を単位とする常任委員会を置くなど、区を単位として調査・審査等を行う仕組みを設けることも考えられる。

- 区を単位とする行政に住民の意思をより一層反映させる観点から、区単位の議会の活動が重要であることを踏まえ、地域の実情に応じて、区を単位とする常任委員会を検討。

57



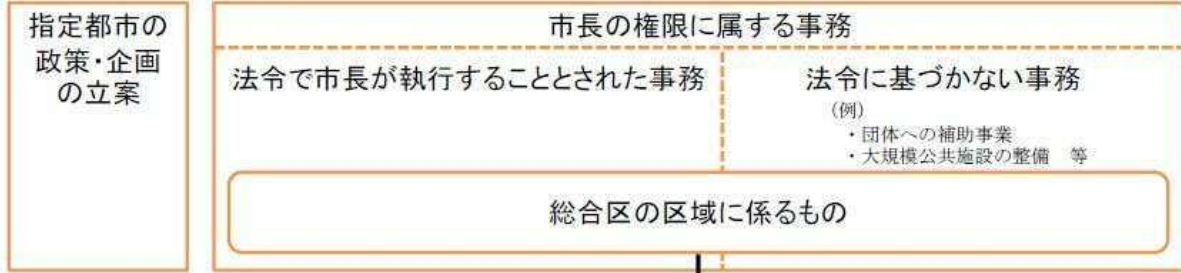
総合区と区と比較

	総合区	区	(参考)東京都の特別区
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	あり
3 長	総合区長	区長	特別区の区長
主な事務	総合区の政策・企画の立案 総合区のまちづくり等の事務 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	特別区の政策・企画の立案 市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、一 部の事務は都が処理)
権限	職員任命権 予算意見具申権	—	職員任命権 予算編成権 条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命	公選
任期	4年	—	4年
市長との 関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり
4 議会	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会 を設置する等の工夫が可能)	あり

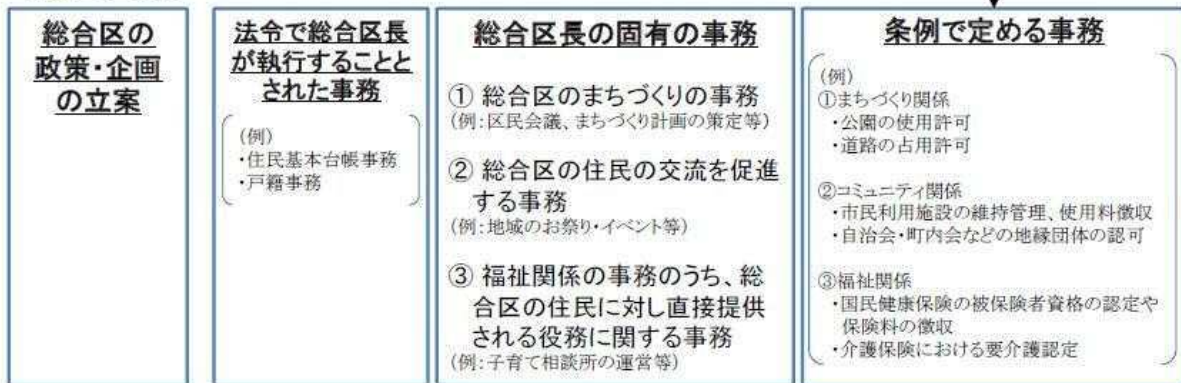


総合区長が執行する事務

<指定都市の市長>



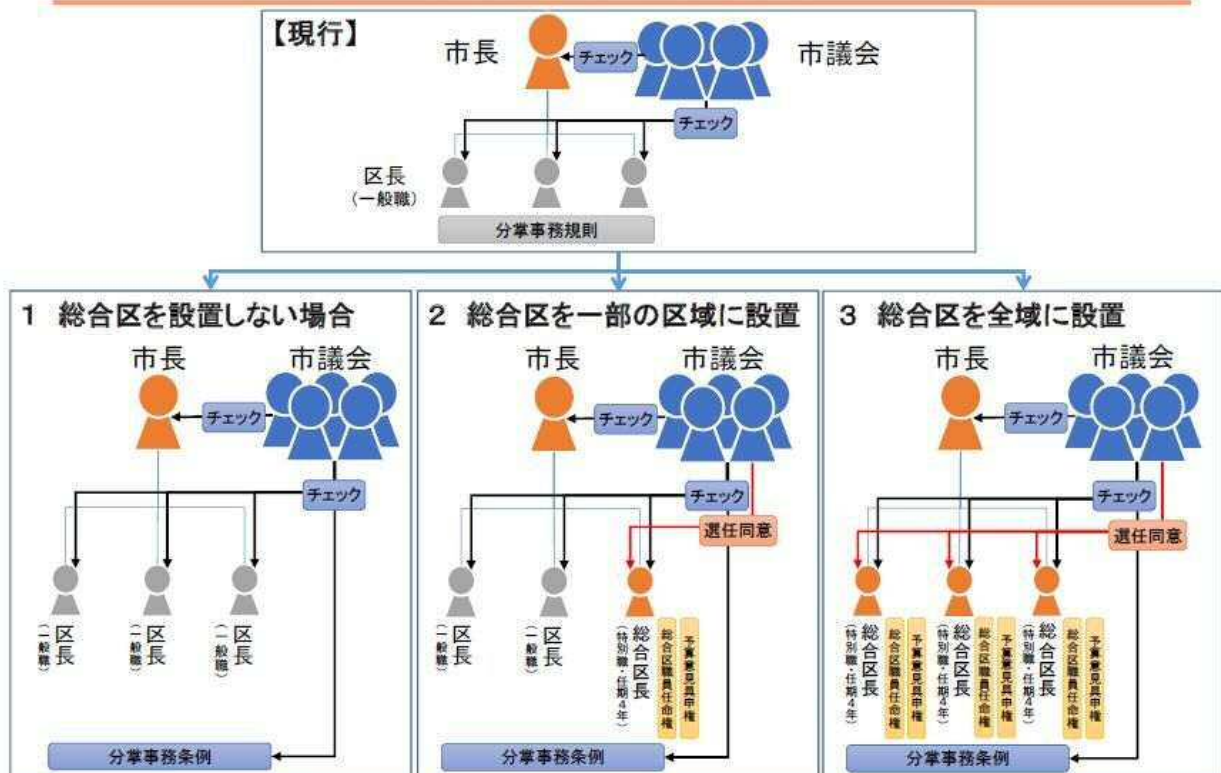
<総合区長>



※H26.6.10 地方自治法の一部改正にかかる説明会資料(総務省) 59



総合区の設置について



※H26.6.10 地方自治法の一部改正にかかる説明会資料(総務省) 60

区のあるべき方向の検討

1

目次

花開く活力、
広がる笑顔。
政令市新潟



1 新潟市区のあり方検討委員会	3
(1) 設置の背景・趣旨	4
(2) 検討の進め方	5
(3) 想定される論点	6

2

新潟市区のあり方検討委員会

3

新潟市区のあり方検討委員会

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 設置の背景・趣旨

- 本市は、平成19年4月の政令市移行時に分権型政令市を標榜し、「大きな区役所，小さな市役所」の考え方のもと，区役所を拠点とした行政区単位で特色あるまちづくりを進めてきた。
- 政令市移行後5年を契機に設置した，「政令市にいがたのあり方検討委員会」からの提言を踏まえ，平成25年度より，庁内に区政創造推進会議を設置し，自治の深化に向けた検討を行い，区の権限強化にかかる取組を進める一方，国においては平成26年5月，地方自治法が改正され，総合区制度の創設等，区の役割が拡充された。
- 平成27年度から平成34年度を期間とする新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）では，人口減少社会のなか，持続可能な行政サービスを提供できるよう，行政の組織・機能の効率化や，区の規模や数などを含めた区のあるべき方向について検討を進めることについて明記。
- 総合区制度の採用も含めた，本市の将来に向けた中長期的な「区のあり方」にかかる大きな方向性について，あらゆる可能性を含め議論していただくため，有識者を構成メンバーとする「新潟市区のあり方検討委員会」を設置する。

4



■ 検討の進め方・スケジュール

- 今後の「区のあり方」について、現状を客観的に評価・検証した上で、めざすべき大きな方向性を取りまとめるにあたり、(3)の視点で論点整理を行う。
- 平成27年度中に、全4回程度、検討委員会を開催し、年度内に提言を取りまとめ。

(1) 新潟市の地域特性について	}	第1回委員会
(2) これまでの本市の取組の評価について		
(3) 今後の方向性について（論点整理）	}	第2, 3回委員会
「総合区制度への対応」		
「区の権限強化」		
「ガバナンスのあり方」		
「区の規模や数」		
(4) 提言取りまとめ	}	第4回委員会

5



■ 想定される論点

■ 論点①「総合区制度への対応」

- 総合区制度を導入した場合における影響の整理

■ 論点②「区の権限強化」

- 総合区の採用とは別に区の権限強化に向けた方向性の整理

■ 論点③「ガバナンスのあり方」

- 区の権限強化に対応したガバナンスのあり方の整理

■ 論点④「区の規模や数」

- 住民に身近な区政と持続可能なサービスを提供できる効率性の整理

6

政令市別 区の人口・面積(上段:人口(人), 下段:面積(km²))

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	参考(平成25年度の財政状況)							
																									財政力指数	(順位)	経常収支比率	(順位)	実質公債費比率	(順位)		
札幌市	清田区	厚別区	手稲区	南区	白石区	西区	豊平区	中央区	東区	北区																0.69	19	92.3	7	6.7	4	
	115,111	129,429	140,993	141,030	210,153	212,302	217,991	227,385	258,383	281,872																						
仙台市	若林区	宮城野区	泉区	太白区	青葉区																						0.85	10	97.3	16	11.3	13
	130,577	187,732	216,516	225,623	289,848																											
さいたま市	西区	桜区	中央区	岩槻区	大宮区	緑区	北区	浦和区	見沼区	南区																	0.97	3	94.5	9	5.5	3
	86,533	95,381	98,609	111,198	114,268	118,269	145,115	154,049	160,829	179,204																						
千葉市	緑区	美浜区	若葉区	稲毛区	花見川区	中央区																					0.95	6	95.5	11	18.4	20
	126,726	148,750	150,399	157,093	177,865	201,721																										
横浜市	西区	栄区	瀬谷区	中区	泉区	磯子区	緑区	南区	金沢区	保土ヶ谷区	都筑区	港南区	神奈川区	旭区	戸塚区	鶴見区	青葉区	港北区									0.96	4	94.3	8	15.4	18
	97,660	123,693	126,392	150,379	155,713	166,868	179,221	199,022	203,103	204,319	211,218	217,398	233,087	249,593	276,239	286,999	307,768	338,003														
川崎市	幸区	麻生区	多摩区	高津区	川崎区	宮前区	中原区																				1.00	1	97.8	17	9.1	6
	159,692	172,814	204,527	222,569	224,223	224,416	241,410																									
相模原市	緑区	中央区	南区																								0.95	5	97.0	15	3.9	1
	173,310	268,228	273,192																													
新潟市	南区	西蒲区	江南区	北区	秋葉区	東区	西区	中央区																			0.72	17	92.2	6	10.9	12
	46,370	59,802	69,306	76,290	77,976	138,435	157,168	175,923																								
静岡市	駿河区	清水区	葵区																								0.90	8	91.1	5	10.3	8
	211,682	244,046	257,836																													
浜松市	天竜区	北区	浜北区	南区	西区	東区	中区																				0.87	9	90.7	3	10.8	11
	31,660	94,438	96,777	103,453	113,058	129,774	239,799																									
名古屋市	熱田区	東区	中区	昭和区	瑞穂区	中村区	南区	西区	港区	天白区	千種区	名東区	北区	守山区	中川区	緑区											0.98	2	100.2	19	12.6	15
	64,609	74,301	79,574	100,969	105,069	132,420	137,949	144,911	148,324	155,553	156,974	160,420	162,997	171,379	219,136	242,350																
京都市	東山区	上京区	下京区	南区	中京区	北区	山科区	西京区	左京区	右京区	伏見区																0.76	14	100.3	20	14.0	17
	37,082	77,011	77,115	98,487	104,324	111,853	131,385	151,816	155,545	195,687	277,659																					
大阪市	浪速区	大正区	此花区	福島区	天王寺区	東成区	港区	西区	旭区	中央区	西淀川区	都島区	阿倍野区	西成区	鶴見区	北区	住之江区	生野区	東住吉区	住吉区	城東区	東淀川区	淀川区	平野区		0.90	7	98.3	18	9.0	5	
	62,841	67,652	67,868	70,551	72,379	80,768	82,619	89,044	91,250	92,779	97,132	102,656	107,483	110,006	112,827	115,804	124,631	128,392	130,931	153,904	167,313	171,306	172,320	200,320								
堺市	美原区	東区	中区	西区	堺区	南区	北区																				0.84	12	96.3	13	5.2	2
	39,755	87,103	125,123	138,415	146,579	151,381	158,422																									
神戸市	長田区	兵庫区	中央区	灘区	須磨区	東灘区	垂水区	北区	西区																		0.76	16	95.1	10	10.1	7
	101,178	108,756	129,285	132,038	165,610	212,676	224,018	224,646	247,984																							
岡山市	東区	中区	南区	北区																							0.76	15	87.5	1	12.4	14
	97,019	145,174	170,433	292,684																												
広島市	安芸区	東区	中区	佐伯区	南区	安佐北区	西区	安佐南区																			0.81	13	96.4	14	15.6	19
	80,817	121,244	129,527	137,475	140,700	149,733	188,738	239,833																								
北九州市	戸畑区	八幡東区	若松区	門司区	小倉北区	小倉南区	八幡西区																				0.70	18	95.6	12	10.5	9
	59,137	70,210	85,297	103,075	180,428	214,654	258,994																									
福岡市	城南区	中央区	西区	博多区	早良区	南区	東区																				0.85	11	90.8	4	13.4	16
	122,241	175,423	199,433	209,734	214,083	249,888	289,494																									
熊本市	西区	南区	北区	中央区	東区																						0.68	20	89.5	2	10.6	10
	92,830	128,142	144,843	176,121	190,633																											
	110.01	115.34	89.33	25.45	50.19																											

※平成27年3月31日現在:千葉市, 横浜市, 川崎市, 新潟市, 静岡市, 大阪市, 堺市, 神戸市, 岡山市, 北九州市, 福岡市。平成27年4月1日現在:札幌市, 仙台市, さいたま市, 相模原市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 熊本市。

論点整理について

目次

花開く活力、
広がる笑顔。
政令市新潟



1 区制(現行)について	2
(1)新潟市における自治の仕組み	2
(2)区制の概要	3
(3)区長の役割, 事務・権限	3
2 論点①「総合区制度への対応」	5
(1)法制化の経緯, 自治法の規定	5
(2)総合区と現行の新潟市の区との比較	9
(3)総合区制度にかかる検討の視点(例)	11
3 論点②「区の権限強化」	12
(1)職員・予算の状況	12
(2)これまでの取組における考え方	13
(3)区役所と本庁の事務分担整理の状況	15
(4)委員意見, 基本的な考え方	15
(5)区の権限強化にかかる検討の視点(例)	16
4 論点③「ガバナンスのあり方」	17
(1)本検討委員会におけるガバナンス	17
(2)議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み	18
(3)新潟市議会における常任委員会の設置状況	19
(4)区常任委員会にかかる過去の検討	19
(5)区常任委員会の設置方法, 委員意見, 条例・予算の状況	20
(6)区常任委員会にかかる検討の視点, 議会以外のチェック機能	21
(7)議会以外のチェック機能等にかかる検討の視点(例)	22
5 論点④「区の規模や数」	23
(1)現状, 委員意見	23
(2)政令市移行時の区割りの考え方(基準, 理由等)	24
(3)委員意見, 区の規模や数にかかる検討の視点(例)	26

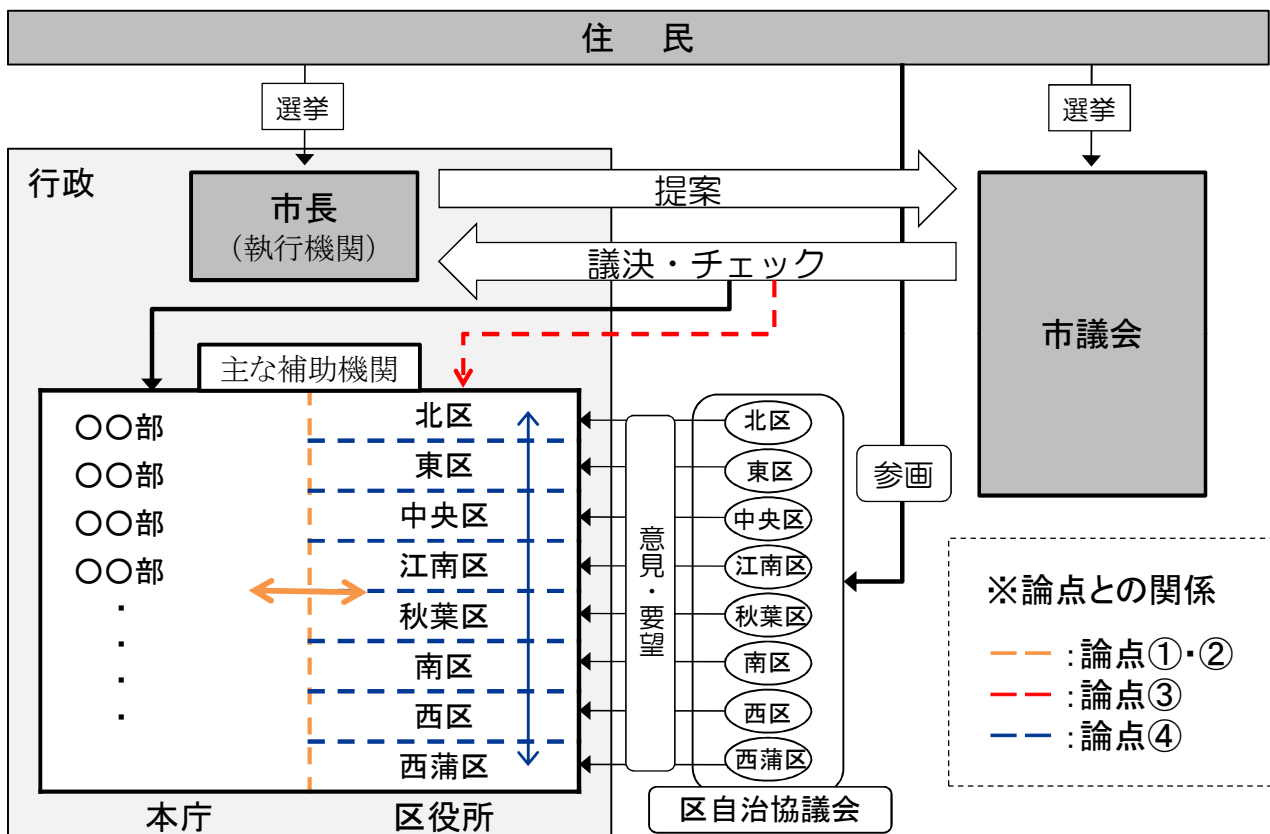
区制（現行）について

区制（現行）について

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 新潟市における自治の仕組み





■ 区制の概要

区とは

- 地方自治法第252条の20第1項により、政令指定都市に必置
- 区の数、人口、面積などの基準はない
- 区の名称、所管区域、区役所の位置などは条例(※)で規定
- 区に事務所を置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- 事務所の長として職員のうちから市長が命ずる区長を置く

※新潟市においては、『新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例』

【地方自治法(抜粋)】

- 第252条の20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。
- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。
 - 3 区にその事務所の長として区長を置く。
 - 4 区長又は区の事務所の出張所の長は、当該普通公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。



■ 区長の役割、事務・権限

区長の役割・職務

- 市長の命を受け、当該地域(区)の特色を踏まえた政策企画や、市民生活に密着した行政サービスを実施
- 副区長以下の一般職員の事務を指揮・監督

区長の事務

- ① 個別法に基づき処理することとされている事務
例) 戸籍事務、住民基本台帳事務
- ② 市長の権限に属する事務を分掌させるもの
例) (団体により異なる) 諸証明関係事務、埋火葬許可関係事務、国民健康保険関係事務

— 区長(区役所)に関する事務・権限を定める主な例規 —

- 区役所に置く各組織の名称・所掌事務などを規定: **区役所組織規則**
- 市長から区長の判断(専決)に任されている事務・権限などを規定: **事務専決規程**
- 市長から区長に権限自体を委譲(委任)している事務・権限を規定: **事務委任規則**

・『専決』は事務処理の権限は市長に留保したまま、事務処理上の意思決定者を区長と定めることで全ての日常業務が市長決裁となることを避けるものであり、文書の発信者名は『市長名』となる。
・『委任』は事務処理の権限自体を受任者に移すものであり、文書の発信者名は委任を受けた『区長名』となる。



区長の役割, 事務・権限

区長の権限

有	① 個別法に基づき区長が処理することとされている事務 ②-1 市長の権限に属する事務のうち、専決権者が区長となっている事務 ②-2 区長に委任された事務
無	※ 上記を除く、区役所組織規則で定める事務

※新潟市における運用状況（権限がない事務でも場合によって運用上の裁量権を区長に付与）

主な権限・内容		区長裁量の範囲	留意点	
財源	本配当	① 人事・施設管理	※本配当に充てる金額は財務課が全体から算出。 ※③・④の事業採否にあたっては区間や財務課との調整あり。 ※予算編成の最終決定権限者である市長の承認が必要。	
	再配当	② 特色ある区づくり予算事業		各区の特色を踏まえ、企画立案から実行まで区自らが行う事務事業であるため、区長裁量が大きい。
		③ 提案区独自事業		地域の実情を踏まえた区の提案に基づいた事務事業であるが、本庁所管課が制度設計や予算要求を行っているため、区長裁量は限定的。
		④ 区提案予算制度を活用した事業		各事務事業の本庁所管課が制度設計や予算要求をし、区長裁量は少ない。
	⑤ 本庁所管の事務事業の実施			
組織	① 課組織の再編成権 ② 課組織の名称変更権	区役所組織数の増加を伴わず、各区の特色を踏まえた組織の打出しが妥当なものについては、区長裁量で組織改正できる。	※市民が分かりやすいよう窓口組織は原則統一。 ※組織編成の最終決定権者である市長の承認が必要。	
人事	課長補佐以下の配置権	区役所各課の状況などを踏まえ、区長裁量で配置変換等を行っている。	※新・定員配置計画のもと区職員数は人事課が全体から算出。	

論点① 「総合区制度への対応」

論点① 「総合区制度への対応」

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 総合区制度を導入した場合における影響の整理

法制化の経緯

第30次地方制度調査会答申(抜粋)

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」

(平成25年6月25日)

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

…(略)…区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば区の職員の任命権、歳入歳出のうち専ら区に関わるものに係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に関わるものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長(区長)について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。…(略)…



地方自治法の規定

改正地方自治法(平成26年5月30日公布)一抜粋一①

(総合区の設置)

第252条の20の2 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを第8項の規定により総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができる。

- 2 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 総合区にその事務所の長として総合区長を置く。
- 4 総合区長は市長が議会の同意を得てこれを選任する。
- 5 総合区長の任期は、4年とする。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができる。
- 6 総合区の事務所の職員のうち、総合区長があらかじめ指定する者は、総合区長に事故があるとき又は総合区長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 (略)



地方自治法の規定

改正地方自治法(平成26年5月30日公布)一抜粋一②

(総合区の設置)

第252条の20の2

8 総合区長は総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表する。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)
- 二 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)
- 三 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務(法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。)

四 前3号に掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの



地方自治法の規定

改正地方自治法(平成26年5月30日公布)―抜粋―③

(総合区の設置)

第252条の20の2

9 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員(政令で定めるものを除く。)を任免する。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。

10 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

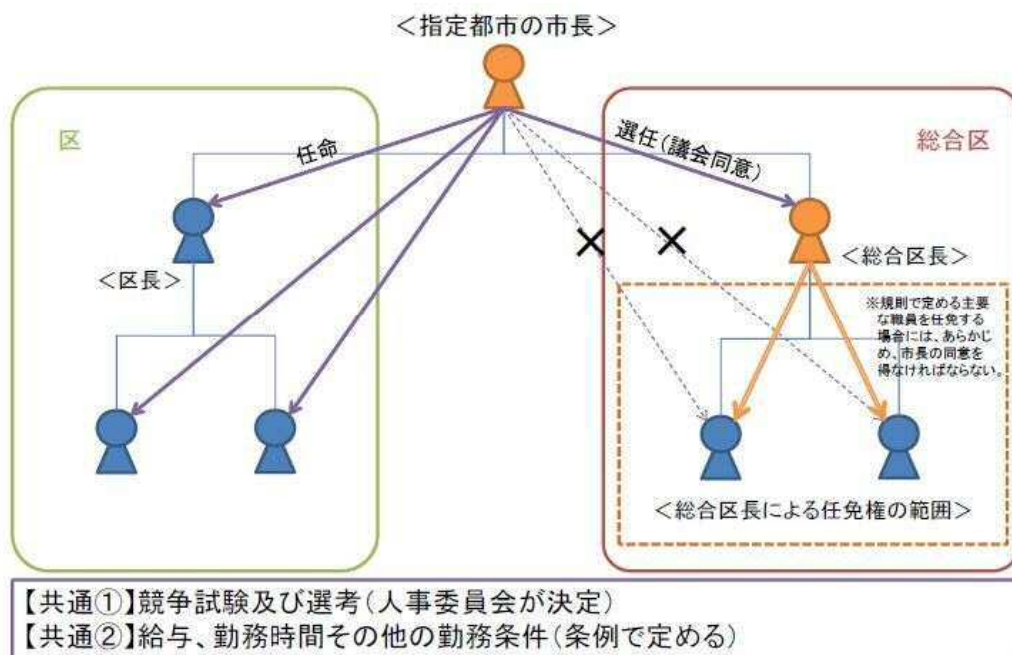
11 総合区に選挙管理委員会を置く。

12～14 (略)

論点①「総合区制度への対応」



総合区長の職員任免権の範囲



: 特別職



: 一般職



: 市長の任免権(任命や昇任等)

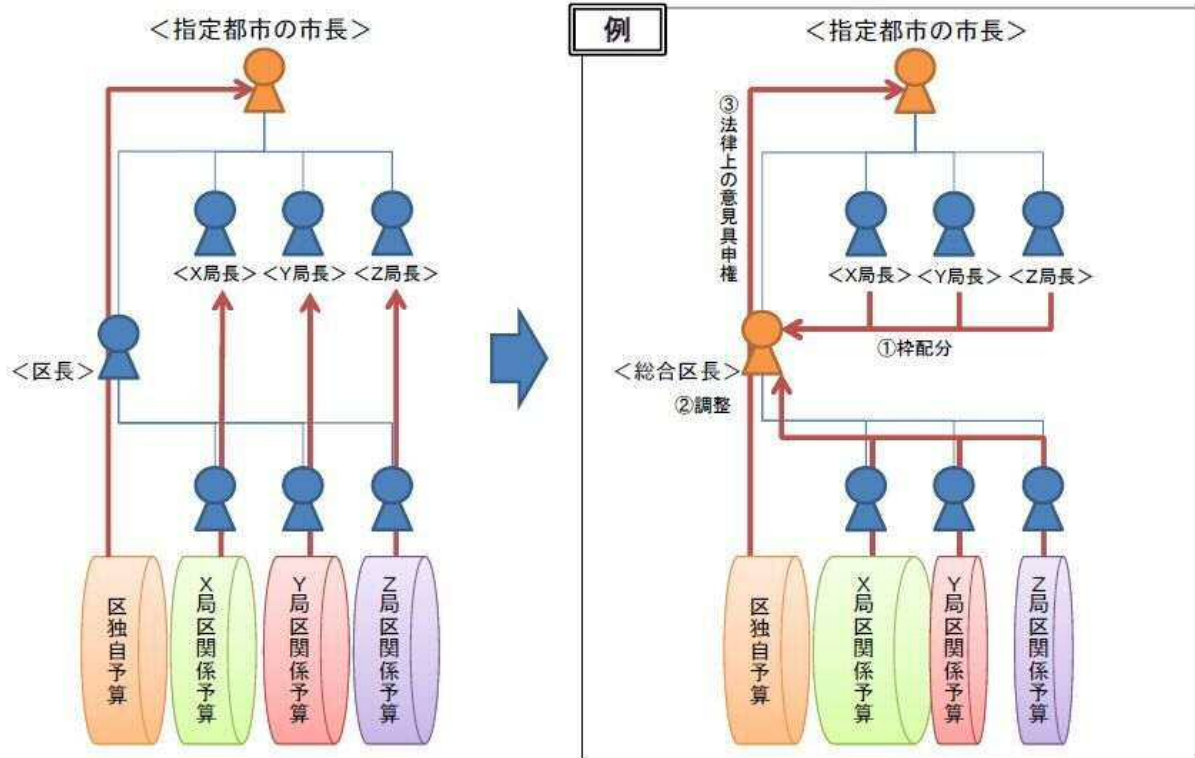


: 総合区長の任免権(任命や昇任等)

論点①「総合区制度への対応」



総合区長の予算意見具申権



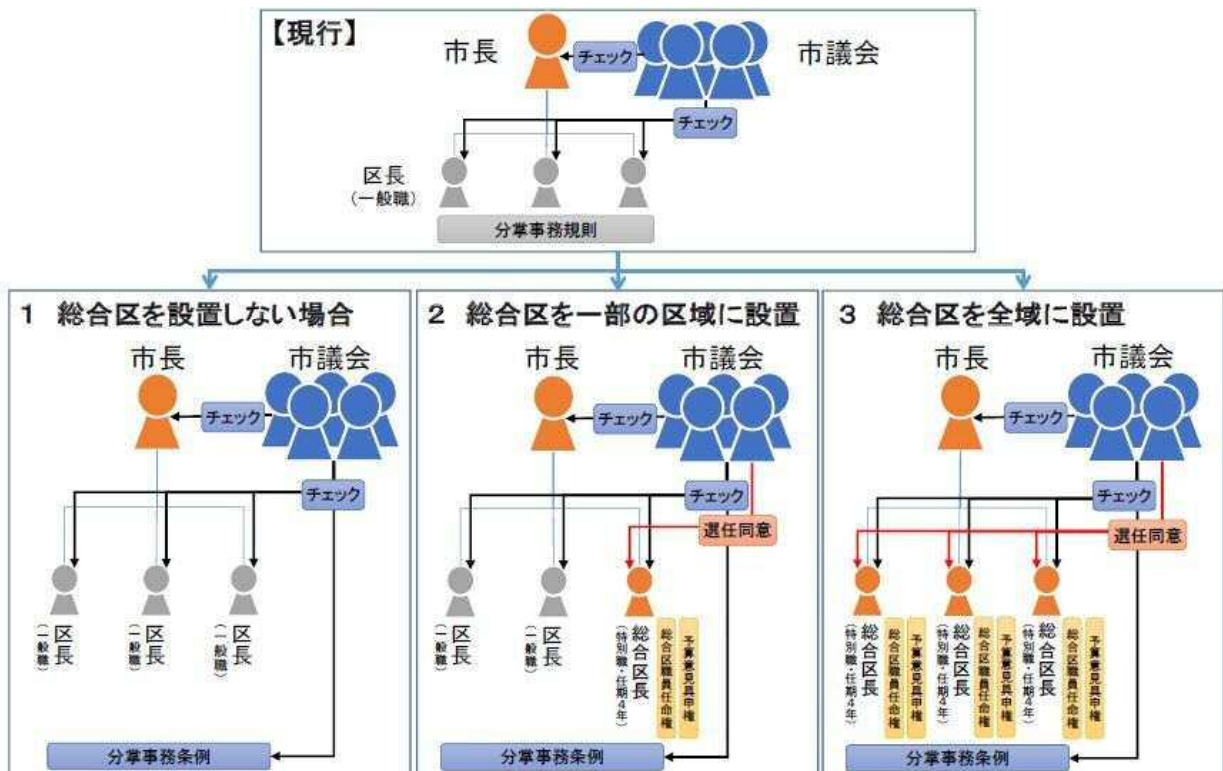
※H26.6.10 地方自治法の一部改正にかかる説明会資料(総務省)

論点①「総合区制度への対応」



総合区の設置の方法

- 要件: なし(人口, 面積などにかかわらず設置可能)
- パターン: 以下の1~3いずれも選択可能



※H26.6.10 地方自治法の一部改正にかかる説明会資料(総務省)



総合区と現行の新潟市の区との比較

	総合区	現行の新潟市の区	
1 位置づけ	指定都市の内部組織	指定都市の内部組織	
2 法人格	なし	なし	
3 長	総合区長	区長	
主な事務	総合区の政策・企画の立案(法に規定) 総合区のまちづくり等の事務(法に規定) 市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	市長の権限に属する事務のうち、 規則で定めるものを分掌し、補助執行	9頁参照
権限	職員任命権 予算意見具申権	(運用上、課長補佐以下の配置権を付与するとともに、区づくり予算・区提案予算で区長の意向を反映)	11頁参照
身分	特別職	一般職	
選任	市長が議会の同意を得て選任	市長が職員から任命(公募は庁内外から人材を募集・選考の上、任命)	
任期	4年	定めなし(公募区長は3年)	
市長との関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	
リコール	あり	なし	
4 議会	なし(市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)	なし(市議会の判断で区常任委員会を設置する等の工夫が可能)	



総合区長が執行する主な事務(現行の新潟市の区との比較)①

総合区	現行の新潟市の区 (※規則：区役所組織規則)
【個別法で規定】 ●法令で総合区長が-----> 執行することとされた事務(A) 例) ○ 戸籍事務, 住民基本台帳事務	※区長も同様の事務を執行(従来, 法令上区長が執行する事務は総合区長も執行する) 例) ○ 戸籍事務, 住民基本台帳事務
【地方自治法で規定】 ●総合区の政策・企画の立案(B) -----> ●総合区長の固有の事務(B) ①総合区のまちづくりの事務 例) ○ 区民会議 -----> ○ まちづくり計画の策定 -----> ②総合区の住民の交流を促進する事務 例) ○ 地域の祭り・イベント -----> ③福祉関係の事務のうち、総合区の住民に対し直接提供される役務に関する事務 例) ○ 子育て相談所の運営 ----->	※区の政策の推進及び重要施策の企画に関する事項(規則に規定) ※区自治協議会に関する事項(規則に規定) ※区ビジョンまちづくり計画の策定(上記、「区の政策・・・」の規定に基づき実施) ※地域の祭りへの補助, 実施協力等(観光及び物産振興に関する事項(規則に規定)) ※地域子育て支援センターの運営等(こどもに関する施策の企画, 立案及び実施に関する事項(規則に規定))

論点①「総合区制度への対応」



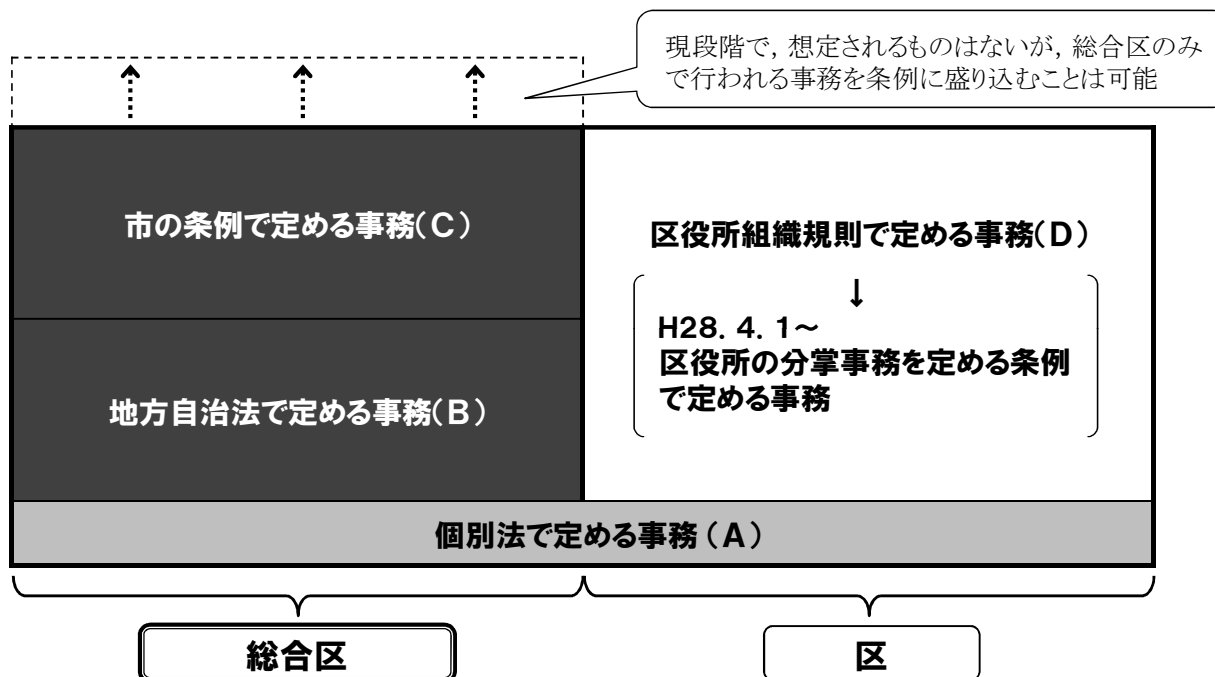
総合区長が執行する主な事務(現行の新潟市の区との比較)②

総合区	現行の新潟市の区 (※規則：区役所組織規則)
<p>【地方自治法で規定】</p> <p>●Bの事務のほか、条例で定める事務(C)</p> <p>①まちづくり関係</p> <p>例) ○公園の使用許可 -----></p> <p>○道路の占用許可 -----></p> <p>②コミュニティ関係</p> <p>例) ○市民利用施設の維持管理、使用料徴収 ----></p> <p>○自治会・町内会などの地縁団体の認可 ----></p> <p>③福祉関係</p> <p>例) ○国民健康保険の被保険者資格の認定 -----></p> <p>や保険料の徴収</p> <p>○介護保険における要介護認定 -----></p>	<p>※公園及び緑地の占用、使用等の許可に関する事項</p> <p>※道路の占用許可に関する事項</p> <p>(上記、いずれも規則に規定)</p> <p>※公の施設の管理(規則に規定)</p> <p>※地縁による団体の認可に関する事項(規則に規定)</p> <p>※国民健康保険の資格に関する事項</p> <p>国民健康保険料に関する事項</p> <p>※要介護認定及び要支援認定に関する事項</p> <p>(上記、いずれも規則に規定)</p> <hr/> <p>●上記、区役所組織規則で定める事務(D)</p> <p>※区が分掌する事務については、現在、規則で定められているが、改正地方自治法(H26.5.30公布)により平成28年度以降、条例で定めることになる</p>

論点①「総合区制度への対応」



総合区長が執行する事務のイメージ(現行の新潟市の区との比較)



- Aの事務の執行について、総合区長及び区長は当該指定都市を代表する。
- B・Cの事務の執行について、総合区長は当該指定都市を代表する。
- Dの事務について、区長は市長の事務を分掌して補助執行する。

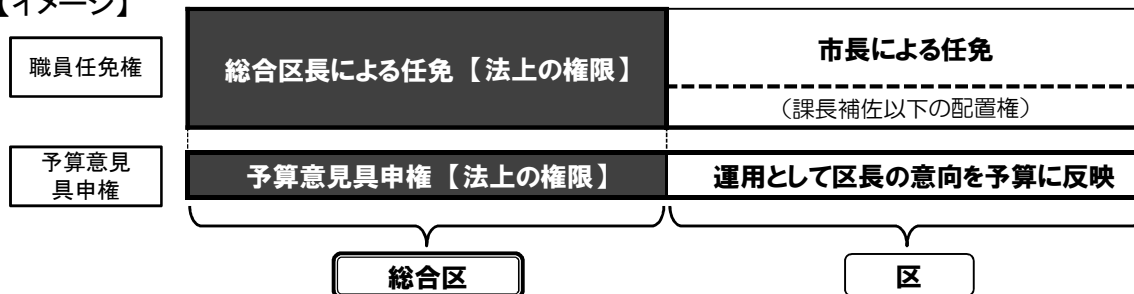
論点①「総合区制度への対応」



総合区長の権限(現行の新潟市の区との比較)

総合区	現行の新潟市の区
<p>【地方自治法で規定】</p> <p>●職員任免権 -----></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員を任免する。 ※規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。 <p>●予算意見具申権 -----></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。 	<p>【新潟市における運用】</p> <p>※職員の配置に関する事務における運用として、区長に課長補佐以下の配置権を付与している。また、区役所内の課の再編成権も付与している。(課の数を増やす場合は総務部と協議が必要)</p> <p>※予算要求過程における運用として、特色ある区づくり予算など、区に直接配分される予算については区が直接財務部へ要求している。また、区が予算事業を提案できる制度を設けており、各区長等で構成する「区長会議」において、提案事業の優先順位をつけ、財務部へ提案している。</p>

【イメージ】



論点①「総合区制度への対応」



総合区制度にかかる検討の視点(例)

- ① 議会同意により、区長の選任に一定程度の民意が反映されると考えられる。
- ② 任期(4年)があらかじめ決まっており、長期的視点による区政運営が可能になると考えられる。
- ③ 総合区長の事務・権限は、法に規定されていることから、時の政治状況に影響されず、継続性が担保されると考えられる。
- ④ 現時点では、総合区長と区長の事務の範囲は同じと考えられる。
- ⑤ 職員の任免については権限が拡充される。
- ⑥ 予算に対する意見の具申については、実態として既に行っているものが法の裏付けを持つことになる。

論点② 「区の権限強化」

論点② 「区の権限強化」

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 総合区の採用とは別に区の権限強化に向けた方向性の整理

区役所と本庁の職員配置・予算の状況

職員配置の状況

(平成27年4月1日現在)

	区役所職員数 (A)	本庁職員数 (B)	全市職員数 (A+B)
人数	2,068人	5,286人	7,354人
構成比	28.1%	71.9%	100%

(本庁職員内訳)

	市長部局	教育委員会事務局		その他行政 委員会事務局 (選管, 人事など)	議会事務局	消防局	市民病院	水道局
			(内, 教員)					
人数	1,994人	839人	169人	70人	24人	915人	1,103人	341人
構成比	27.1%	11.4%	2.3%	1.0%	0.3%	12.4%	15.0%	4.6%



■ 総合区の採用とは別に区の権限強化に向けた方向性の整理

区役所と本庁の職員配置・予算の状況

予算の状況

(平成27年度当初予算)

	区役所本配当予算 (A)	本庁本配当予算 (B)	全市合計 (A+B)
予算額	28,291百万円	336,209百万円	364,500百万円
構成比	7.8%	92.2%	100%

(本庁本配当予算内訳) ※予算額:百万円

	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	議会費	消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費
予算額	22,425	106,681	28,533	1,116	7,867	20,317	54,792	1,159	14,492	27,693	41,971	9,061	100
構成比	6.2%	29.3%	7.8%	0.3%	2.2%	5.6%	15.0%	0.3%	4.0%	7.6%	11.5%	2.5%	0.03%



区の権限強化に向けた新潟市の考え方

政令市移行時

『大きな区役所』の実現 ⇒ 区役所が市政のメインステージ

- 市民生活に密着したサービスは、可能な限り区役所で完結
- 分権型政令市として、各行政区が主体となって魅力あるまちづくりを推進
- 各行政区の経営・改革の当事者である区長が組織マネジメントを徹底

※区役所で取り扱う業務範囲は各政令指定都市によって様々だが、大きく2つに分類できる。

小区役所制	大区役所制
大阪市, 名古屋市, 京都市等	新潟市, 川崎市, 広島市, 仙台市等
戸籍, 住民基本台帳, 租税の賦課, 国民健康保険, 国民年金, 福祉などの日常的・定型的な窓口業務のみを分掌	日常的・定型的な窓口業務に加え, 企画政策, 保健, 土木, 建築, 産業など幅広い分野の業務を分掌



区の権限強化に向けた新潟市の考え方

組織再編の状況

【本庁 → 区への移管】

(平成21年度)

- 土木事務所より、市道・公園の維持に関する業務を区役所建設課へ移管(係の新設)

(平成24年度)

- 土木事務所より、市道・公園の整備に関する業務を区役所建設課へ移管(係の新設)

【区 → 本庁への移管】

(平成24年度)

- 区役所税務課を廃止し、本庁組織(市税事務所)に再編

(平成27年度)

- 区役所下水道課を廃止し、本庁組織(下水道事務所)へ業務を集約

市民生活に密着したサービスは可能な限り区役所で完結できるよう本庁業務を区へ移管する一方、組織体制の効率化や職員の専門性の向上が図られる業務については、区役所の組織を廃止し、本庁の組織として再編



区の権限強化に向けた新潟市の考え方

自治の深化に向けた取組における「大きな区役所」の捉え方

<地域(区)における自治の深化に向けた検討>

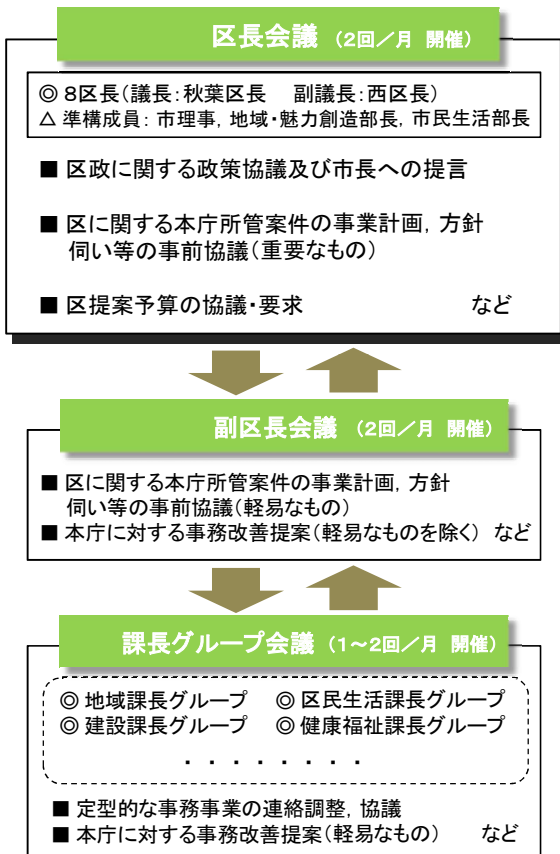
- 平成25年度より、庁内の関係部長などで構成する「区政創造推進会議」や、8区長などで構成する「区長会議」において自治の深化に向けて検討
- 平成26年度には、「新潟市区における総合的な行政運営の推進に関する規程」を制定し、区・市間の協議を制度化
- 区のさらなる強化に向けて、区役所と本庁の事務分担を再整理
⇒ 「区役所で扱う事務が多い」ことが「大きな区役所」か？
 - 限られた人員・財源の中で、単に区役所で扱う事務を多くすることが区が主体となった特色あるまちづくりにつながるか？

「大きな区役所」の捉え方について、再整理する必要があるのではないか

論点②「区の権限強化」



区役所と本庁間の協議の仕組み



新潟市区における総合的な行政運営の推進に関する規程(概要)

- 市民福祉の向上に向け、区における総合的な行政運営を推進するために制定。
- 区長は、
 - 区内の事務事業に関し必要な調整を行う。
 - 部長に対し必要な措置を講ずるよう要請できる。
- 部長は、
 - 区長が区の実情に応じて事務事業を実施できるよう配慮する。
 - 事務事業実施に当たり、あらかじめ、区長に対し、協議等を行わなければならない。
- 協議に当たっては、区長会議などを活用するよう努めなければならない。

新潟市区長会議設置規程(概要)

- 区政に関する政策協議を行うとともに、区役所間、区役所・本庁間の連絡調整を円滑にし、市民本位の市政を進めるため設置。
- 部長は全区又は複数区に共通し、影響する事項について会議に付さなければならない。
- 都市計画等、市民の生活環境に影響を与えると見込まれる事務事業の立案に当たっては、会議に付議しなければならない。
- 議長は必要があると認める場合は会議に部長を出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

論点②「区の権限強化」



区役所と本庁の事務事業の整理等の状況(主なもの)

- 地域性** ● 地域の実情を踏まえた予算の配分
⇒ 特色ある区づくり予算に各区の人口・面積を指標として算定した額を上乗せ
- 地域性** ● 工事入札時の資格要件
⇒ 地域の実情に合わせ、各区で工事入札の資格要件の判断を可能にした
- 地域性** ● 教育支援センターの設置と区役所業務
⇒ 従前の教育事務所を機能強化した上で全区に設置した教育支援センターについて、各区地域課内に設置し、職員は地域課(区役所)の併任をかける
- 地域性
広域性** ● 文化・スポーツ施設等の所管整理
⇒ 文化・スポーツ施設等について、地域施設を区で、広域施設を本庁として所管を整理
- 地域性
広域性** ● 人・農地プラン作成業務の役割分担
⇒ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)作成業務について、主に区役所が本庁と協力しながら実施することとし、国・県との調整、区をまたぐ案件、取りまとめなどは本庁で行うとして役割分担を明確化
- 地域性
専門性** ● 区役所建設課での訴訟
⇒ 当該区内の案件は区役所で、全市的な案件は本庁で訴訟事務を担当するとして役割分担を明確化
- 専門性
効率性** ● 騒音測定業務の本庁集約による効率化
⇒ 区役所と本庁が合同で行ってきた騒音測定業務を本庁に集約した上で業者委託により実施
- 効率性** ● 区役所保護課ケースワーカーの人員配置
⇒ 区役所保護課ケースワーカーの人員について、国の配置基準に従い本庁が一元管理
- 効率性** ● 道路予算の効率的な執行
⇒ 生活道路整備費について、より効率的な予算執行を行うため本庁への配分に変更

※左端の白抜文字は事務分担の整理にあたって考慮した観点。



(第1回委員意見)

- 新潟市が、「分権型政令市」を目指し、区の財源・権限・体制の強化に取り組んでいることについては、積極的に評価したいと思います。今後は、区役所機能の強化という基本的な方向性は維持しつつ、業務執行の効率性や職員の専門性の確保といった観点から、市に集約した方が望ましい事務がないかどうか、検証が必要であろうと考えます。

区の権限強化にかかる基本的な考え方

- 市民福祉の向上は、区役所・本庁が一体となって取り組むもの。
- 新潟市では、これまで「地域性」、「広域性」、「専門性」、「効率性」といった観点から、より効果的な事務の執行が可能となるよう、区役所と本庁の事務分担の整理を進めてきた。
- 区の権限強化にあたっては、単に区役所の組織を大きくしたり、担う事務を多くするのではなく、上記の観点を踏まえ、バランスのとれた組織体制、事務分担の検討が必要。



区の権限強化にかかる検討の視点(例)

- ① 新潟市はこれまで、「地域性」、「広域性」、「専門性」、「効率性」といった観点で区役所と本庁の事務分担の整理を進めてきたが、このほかに考慮すべき観点はあるか。
- ② 上記の観点の中で、見直すべきものはあるか。

論点③ 「ガバナンスのあり方」

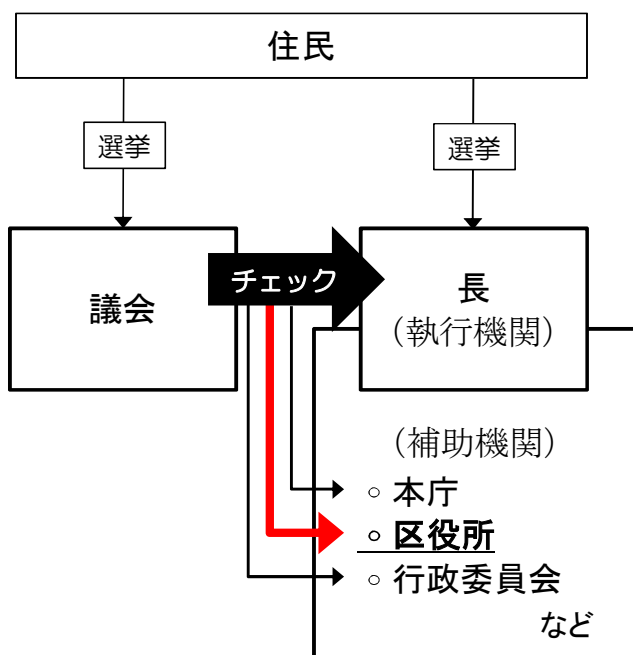
論点整理にあたって

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 区の権限強化に対応したガバナンスのあり方の整理

本検討委員会におけるガバナンス



※ガバナンスとは、
『統治、管理、監督』などの意味。

●本検討委員会におけるガバナンスは、
『長(執行機関)に対する議会のチェック機能』
と定義する。

●より権限を強化された区役所の執行状況を
チェックするにあたっては、どのようなやり方が
ふさわしいのか。



区の権限強化に対応した
ガバナンスのあり方について整理



議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み

第30次地方制度調査会答申(抜粋)

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」
(平成25年6月25日)

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

(3) 「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

…(略)…以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。



議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組み

改正地方自治法公布にかかる総務大臣通知(抜粋)

(平成26年5月30日)

第1 指定都市の区に関する事項

3 その他

指定都市の議会においては、区を単位とする行政に住民の意思をより一層反映させる観点から、区単位の議会の活動が重要であることを踏まえ、地域の実情に応じて、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置くなど、区を単位として調査・審査等を行う仕組みを設けることも考えられること。

論点③「ガバナンスのあり方」

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



新潟市議会における常任委員会の設置状況

委員会名	定数	所管事項
総務常任委員会	12人	議会事務局，地域・魅力創造部，総務部，財務部，秘書課， 区役所(地域課及び総務課に限る。) ，会計課，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他に属しない事項
文教経済常任委員会	13人	教育委員会，文化スポーツ部，観光・国際交流部，経済部，農林水産部， 区役所(産業振興課(西区役所にあつては農政商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課)に限る。) 及び農業委員会の所管に属する事項
市民厚生常任委員会	13人	市民生活部，危機管理防災局，福祉部，保健衛生部， 区役所(区民生活課，健康福祉課及び保護課に限る。) ，市民病院及び消防局の所管に属する事項
環境建設常任委員会	13人	環境部，都市政策部，建築部，土木部，下水道部， 区役所(建設課に限る。) 及び水道局の所管に属する事項

【参考】特別委員会(設置の必要がある場合に，議会の議決によって置かれる)

委員会名	定数	所管事項
大都市行財政制度調査特別委員会	12人	大都市制度 ，地方分権，財政健全化及び 区のあり方検討会 にかかわる調査，研究
農業活性化調査特別委員会	13人	持続可能な農業確立のため，農業特区，食の安全，ユネスコ創造都市にかかわる調査，研究
人口減少対策調査特別委員会	13人	少子・超高齢社会の進行による人口減少問題及び雇用対策にかかわる調査，研究
観光交流促進調査特別委員会	13人	交流人口，定住人口の拡大に向けた，魅力発信及び観光誘客等の観光交流事業にかかわる調査，研究

論点③「ガバナンスのあり方」

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



新潟市における区常任委員会にかかる過去の検討

- 「政令市にいがたのあり方検討委員会」からの提言を踏まえ，本市にふさわしい自治の実現に向けた制度の選択肢(案)を提示。(H24.12)

【地域(区)における自治の深化と制度の選択肢(案)について】

(平成24年12月21日 市議会全員協議会)

- 区 長 (略)
- 議 会
 1. **区を単位とする常任委員会の設置**(第30次地方制度調査会で議論)
 2. 上記を発展した意思決定の場を設置(法改正必要)
 3. 現行どおり
- 教育委員会 (略)

⇒ 選択肢(案)の提示後，区長の選任方法と教育委員会のあり方については，優先順位を提示し検討を継続。議会のあり方については，市が優先順位を提示するべきでない，として，上記，選択肢(案)を提示したのみ。



区常任委員会の設置の方法

- ①単独区設置, ②複数区(全区含む)設置, ③設置しない

【各区の議員定数】

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
議員定数 (人)	5	9	11	4	5	3	10	4
人口 (人)	77,621	138,096	180,537	69,365	77,329	46,949	161,264	60,740
面積 (km ²)	107.72	38.62	37.75	75.42	95.38	100.91	94.09	176.55

※人口(H22国勢調査)

(第1回委員意見)

- 区選出議員は、最も少ない区で3人となっており、当該区単独での常任委員会設置は実効性の点で課題がある。



区役所と本庁の所管条例・予算の状況

所管条例の状況

(平成27年9月30日現在)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	区計 (A)	本庁 (B)	全市 (A+B)
所管 条例数	4	3	5	8	14	4	3	21	62	366	428
構成比 (対全市)	0.9%	0.7%	1.2%	1.9%	3.3%	0.9%	0.7%	4.9%	14.5%	85.5%	100%

予算の状況

(平成27年度当初予算)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	区計 (A)	本庁 (B)	全市 (A+B)
本配当 予算額 (百万円)	3,583	3,348	4,654	3,097	2,867	2,988	4,260	3,493	28,291	336,209	364,500
構成比 (対全市)	1.0%	0.9%	1.3%	0.8%	0.8%	0.8%	1.2%	1.0%	7.8%	92.2%	100%



区常任委員会にかかる検討の視点(例)

- ① 委員会全体にかかる審議の負担(量・時間)が多くなるとともに、現行の常任委員会の所管事項との整理が必要になると考えられる。
- ② 区常任委員会などの区を単位とした調査・審査等を行う場の設置の要否については、全市の議案(条例案, 予算案)に占める区に関する議案の割合が参考になると考えられる。
- ③ 議員においては、選出区以外の区の状況が把握しづらくなり、意見を述べる機会が制限されることになると考えられる。



議会以外のチェック機能等について

社会情勢





議会以外のチェック機能等について

市民が市政・区政に関わる機会(主なもの)

- アンケート調査
- パブリックコメント
- ワークショップ
- 議会への請願・陳情
- 市長・区長への手紙
- 市政・区政懇談会
- 区自治協議会・審議会等への参画
- 直接請求

議会以外のチェック機能等にかかる検討の視点(例)

- ① 区の役割の変化に対応して、ガバナンス、チェック機能のあり方も成熟していく必要があるが、議会以外に、どのような仕組み・手法が考えられるか。

論点④「区の規模や数」

論点④「区の規模や数」

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



■ 住民に身近な区政と持続可能なサービスを提供できる効率性の整理

区の規模・数にかかる現状

- 新潟市の区の数8で、政令市中上位8番目
- 新潟市の1区当たりの人口は約10万1千人で、政令市中最も少ない
- 新潟市の全職員に占める区役所職員の割合は約3割で、政令市中1位

(第1回委員意見)

- 10年前に掲げた区づくりの理念をもう一度、本委員会で見てみる必要があるのではないかと。



政令市移行時の区割りの考え方

「行政区画の編成及び区役所の位置答申書（H17.8.30）」（抜粋）

- 行政区画編成基準
 - 人口規模
 - 地形、地物、面積
 - 地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情
 - 自治・町内会の区域
 - 学校区
 - 行政機関の所管区域の一致
 - 土地利用状況、都市計画、地域開発の状況の変化
 - 旧市町村の区域
 - 区役所設置基準
 - 交通の利便性
 - 区内住民の日常生活上の利便性
 - 既存施設の利用
 - 用地確保の可能性
 - 地域的発展の動向
- ※ 区の数をもとにした理由
- ※ 各区の考え方、区の境界について
- ※ 区役所位置について



答申書「行政区画編成基準」と照合結果

基準項目	基準の概要	基準との当時の照合結果
人口規模	○既存の政令市の平均人口規模は10～20万人程度。 ○人口規模が小さいと行政区の数が多くなり効率性が損なわれるが、一方、分権型政令市をめざし市民との協働を考えると人口規模は10万人程度が適当。	●各区の人口規模は約5～約18万人となっているが、平均として10万人程度となっている。
地形、地物、面積	○明瞭な地形・地物は誰でもが認識しやすく、生活上の分断要素であることから、これを区画線とする。 ○区の中心地まで遠いと感じられない距離。 （時間距離がバス・自転車で概ね30分）	●北・江南・秋葉・南区で一部飛び地がある。 ●北・南区を除いて、半径6kmの円が区域を概ね覆う。
地域の一体性、沿革、歴史、地縁的感情	○市民との協働を進めるために、市町村の区域を越えて一体感を有する歴史的沿革や地縁的つながりを考慮する。鉄道・道路等の交通網や、土地利用の一体性など、地域の結びつきを考慮する。	●各区で旧郡のつながりや市街地の連たん、郷のつながりなど、地域の結びつきが見られる。
自治・町内会の区域	○自治・町内会などの地域コミュニティや町字の区域を考慮する。	●東・中央区で一部の町字の区域が分断されるが、他の区域は分断されない。

論点④「区の規模や数」



答申書「行政区画編成基準」と照合結果

基準項目	基準の概要	基準との当時の照合結果
学校区	○小中学校の通学区域を分断しないよう考慮する。	●東・中央・江南・西区で一部の学校区が分断されるが、他の学校区は分断されない。
行政機関の所管区域の一致	○郵便局、警察署等の所管区域、地域の土地利用、交通体系及び都市計画などの状況を考慮する。	●東・中央区で東・南警察署、南・西・西蒲区で巻警察署の所管区域と一致はしていない。 ●西区において都市圏ビジョン発展軸と不一致。
土地利用状況、都市計画、地域開発状況の変化		
旧市町村の区域	○旧市町村は、地域の一体感・帰属意識の源であり、伝統・文化・歴史の基礎的な枠組みとなっていることから、合併関係市町村は市町村界を分断しない。 ○旧新潟市域を分ける際は、支所・出張所の境界を区画線とする。	●東・中央・江南区で一部、居住地区に影響はないものの、支所・出張所の境界を分断する箇所がある。 ●西蒲区で市町村界を分断する箇所がある。

論点④「区の規模や数」



答申書「区役所設置基準」と決定理由

基準項目	基準の概要
交通の利便性	○区民にとって、交通条件のよい位置が望ましい。
区内住民の日常生活上の利便性	○区役所の利用に際しては、日常生活上の利便性を高めるため、他の公共施設・機関、商業サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。
既存施設の利用	○支所や地区事務所などは、これまでも長年その場所でサービスを提供し、地域住民にその位置も浸透していることなど、既存施設の有効利用を最大限考慮する。
用地確保の可能性	○区役所は住民との協働の拠点となるなど、その用地はゆとりある広さであることが望ましい。 ○現実的条件として、適当な規模の用地が確保できる可能性があること。
地域的発展の動向	○将来における地域開発や道路整備等、把握できる範囲の地域発展の方向性を予測した上で位置を決めることが望ましい。

区	決定理由	区	決定理由
北区役所 (豊栄市役所)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。	秋葉区役所 (新津市役所)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。
東区役所 (中地区事務所) ※	●既存施設の活用と東区内の活用可能施設の中での施設規模の観点から決定。	南区役所 (白根市役所)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。
中央区役所 (市役所本庁舎)	●既存施設の活用と交通の利便性の面から決定。	西区役所 (坂井輪地区事務所)	●既存施設の活用と交通の利便性の面から決定。
江南区役所 (亀田町役場)	●既存施設の活用と施設規模の面から決定。	西蒲区役所 (巻町役場)	●既存施設の活用と他の行政機関の集積の面から決定。

※東区役所は、平成23年10月、現在の場所(旧商業施設)へ移転。



答申書「区の数や8区とした理由」

【行政区画審議会】区の数にこだわらないことを確認した上で検討

区割りにかかる住民意見(2回調査) + 「行政区画編成基準」 + 「区役所設置基準」

論点整理

最重要

- ◆今後のまちづくりの主体となるのは、そこに居住する住民であること。
- ◆その住民の意見を全体とのバランスをとる中で最大限尊重すること。

◎ 効率性を考えれば区の数はいくつか少ない方がよいと考えられるが、住民と行政が協働して今後のまちづくりを行うためには

- 地域の繋がりを尊重し、コミュニティの力を活かすことが必要。
- 住民自らが属する行政区を身近に感じられる距離の範囲が必要。

▶ 住民意見を尊重するとともに、生活圏や動線軸、まちづくりの方向を考慮し、全体の調和を取るためには『8区が適当』

分権型政令市の
理念に合致

※ 区が増えることによる経費については、
①既存施設の最大限の利用、②行政改革の推進により、適切な対応が可能と判断。



(第1回委員意見)

- 国も自治体も小さくて効率的に運営されるべき。本庁は業務官庁から政策官庁になり、区役所をもっと住民に近づける。
- 今後の区のあり方を検討するに際しては、人口減少等の人口動態の変化を踏まえることが重要。

区の規模や数にかかる検討の視点(例)

- 以下のとおり、①、②それぞれの面から影響を整理することが考えられる。

	① 区の規模:大, 数:少	② 区の規模:小, 数:多
区民と行政の距離	遠い	近い
.....



旧市町村と区の構成



出典：新潟市都市政策研究所「研究活動報告書2012」



人口・世帯数・面積

※人口、世帯数 (H22国勢調査)

	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
全市	811,901	312,533	726.45
北区	77,621	26,050	107.72
東区	138,096	54,447	38.62
中央区	180,537	85,405	37.75
江南区	69,365	22,963	75.42
秋葉区	77,329	26,141	95.38
南区	46,949	14,113	100.91
西区	161,264	65,255	94.09
西蒲区	60,740	18,159	176.55

論点整理における 参考資料について

目次

花開く活力、
広がる笑顔、
政令市新潟



1 区長就任状況	3
2 副市長の事務分担	4
3 指定都市における委員会の設置状況	5
4 指定都市における区民会議等の設置状況	7

区長就任状況(平成19～27年度)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北区	①(2年)		②(2年)		③(1年)	④(2年)		⑤(公募・3年)	
東区	①(1年)	②(2年)		③(3年)			④(2年)	⑤	
中央区	①(2年)		②(2年)		③(2年)		④(2年)	⑤	
江南区	①(2年)		②(1年)	③(2年)		④(3年)			⑤
秋葉区	①(2年)		②(2年)		③(1年)	④(2年)		⑤(公募・3年)	
南区	①(1年)	②(2年)		③(2年)		④(1年)	⑤(2年)		⑥
西区	①(1年)	②(2年)		③(2年)		④(2年)		⑤(公募・3年)	
西蒲区	①(2年)		②(2年)		③(3年)			④(公募・3年)	

副市長の事務分担（平成 27 年度）

副市長	分担事務
①浜田副市長	<p>北区役所， 江南区役所， 秋葉区役所</p> <p>地域・魅力創造部， 経済部， 農林水産部， 財務部， 秘書課， 会計課， 議会， 教育委員会， 農業委員会</p>
②古木副市長	<p>東区役所， 中央区役所</p> <p>市民生活部， 危機管理防災局， 環境部， 都市政策部， 建築部， 土木部， 下水道部， 選挙管理委員会， 消防局， 市民病院</p>
③木村副市長	<p>南区役所， 西区役所， 西蒲区役所</p> <p>文化スポーツ部， 観光・国際交流部， 福祉部， 保健衛生部， 総務部， 人事委員会， 監査委員， 水道局</p>

指定都市における委員会の設置状況(平成26年度)

	議員数 (条例)	常任委員会	区役所にかかる 所管の有無	区役所が担う 業務分野	○予算 ●決算の審査	人数	
						人数	分科会
1	札幌市	68		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木	○第一部予算特別委員会	34	無
					○第二部予算特別委員会	33	無
					●第一部決算特別委員会	34	無
					●第二部決算特別委員会	33	無
2	仙台市	55		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木・建築	○予算等審査特別委員会	55	無
					●決算等審査特別委員会	54	無
3	さいたま市	60		■市民 ■保健福祉	○予算委員会(※常任委員会)	20	無
					●決算・行政評価特別委員会	20	無
4	千葉市	54		■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○予算審査特別委員会	54	5
					●決算審査特別委員会	54	5
5	川崎市	60		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木	○予算審査特別委員会	60	無
					●決算審査特別委員会	58	5
6	横浜市	86		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木	○予算第一特別委員会	43	無
					○予算第二特別委員会	43	無
					●決算第一特別委員会	43	無
					●決算第二特別委員会	43	無
7	相模原市	49	区役所	■地域振興 ■市民	○常任委員会に分割付託	—	—
					●決算特別委員会	48	5
8	新潟市	56	区役所(一部)	■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木・建築 ■産業	○常任委員会に分割付託	—	—
			区役所(一部)		●決算特別委員会	52	4
			区役所(一部)				
			区役所(一部)				
9	静岡市	48		■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○常任委員会に分割付託	—	—
					●常任委員会に分割付託	—	—
10	浜松市	46		■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○常任委員会に分割付託	—	—
					●常任委員会に分割付託	—	—

指定都市における委員会の設置状況(平成26年度)

	議員数 (条例)	常任委員会	区役所にかかる 所管の有無	区役所が担う 業務分野	○予算 ●決算の審査	人数		
						人数	分科会	
11	名古屋市	75	総務環境委員会 財政福祉委員会 教育子ども委員会 土木交通委員会 経済水道委員会 都市消防委員会		■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○ 常任委員会に分割付託 ● 常任委員会に分割付託	— —	— —
12	京都市	67	経済総務委員会 くらし環境委員会 教育福祉委員会 まちづくり委員会 交通水道消防委員会		■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	67 67	3 3
13	大阪市	86	財政総務委員会 教育子ども委員会 民生保健委員会 都市経済委員会 建設消防委員会 交通水道委員会	区役所	■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○ 常任委員会に分割付託 ● 一般会計等決算特別委員会 ● 公営・準公営企業会計決算特別委員会	— 22 22	— 無 無
14	堺市	52	総務財政委員会 市民人権委員会 健康福祉委員会 産業環境委員会 建設委員会 文教委員会	区役所	■地域振興 ■市民 ■保健福祉	○ 予算審査特別委員会 ● 決算審査特別委員会	51 51	6 6
15	神戸市	69	総務財政委員会 文教子ども委員会 福祉環境委員会 企業建設委員会 産業港湾委員会 都市防災委員会		■地域振興 ■保健福祉	○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	67 65	3 3
16	岡山市	52	総務委員会 保健福祉委員会 環境消防水道委員会 経済委員会 建設委員会 市民文教委員会	区役所	■地域振興 ■市民 ■土木・建築 ■産業	○ 常任委員会に分割付託 ● 一般会計決算審査特別委員会 ● 特別会計決算審査特別委員会 ● 企業会計決算等審査特別委員会	— 16 16 15	— 無 無 無
17	広島市	55	総務委員会 消防上下水道委員会 文教委員会 経済観光環境委員会 厚生委員会 建設委員会		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木・建築	○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	51 49	無 3
18	北九州市	61	総務財政委員会 建築消防委員会 環境建設委員会 保健病院委員会 教育水道委員会 経済港湾委員会		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木	○ 予算特別委員会 ● 決算特別委員会	61 61	3 3
19	福岡市	62	第1委員会 第2委員会 第3委員会 第4委員会 第5委員会		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■土木	○ 条例予算特別委員会 ● 決算特別委員会	61 59	5 5
20	熊本市	48	総務委員会 企画教育市民委員会 福祉子ども委員会 環境水道委員会 経済委員会 都市整備委員会 予算決算委員会 ※		■地域振興 ■市民 ■保健福祉 ■産業	○● 予算決算委員会(※常任委員会)	48	無

指定都市における区民会議等の設置状況

■ 地方自治法の規定に基づくもの

	新潟市	浜松市
区民会議設置区数	8区 / 全8区	7区 / 全7区
名称	区自治協議会	区協議会
設置根拠	新潟市自治基本条例 新潟市区自治協議会条例 (全市統一)	浜松市区及び区協議会の 設置等に関する条例(全市統一)
位置づけ(諮問の有無)	附属機関 (諮問あり)	附属機関 (諮問あり)
会議の形態	行政主導型	行政主導型
設置年月日	平成19年4月1日	平成19年4月1日
議会議員の就任	不可	可
・可の場合、実際の就任の有無	—	なし
・就任有の場合の肩書	—	—
委員数	30人以内(人口10万人を超える区は超える人口が1万人を増すごとに1人を加える)	20人(中・東・南・浜北区協議会) 25人(西・北・天竜区協議会)
委員構成	地域コミュニティ協議会、公共的団体等、学識経験者、公募等	区内に住所を有する市民で、自治会など地域で活動している各種団体からの推薦者や学識経験者、公募者など
委員の選任方法	委員10名以内で構成する推薦会議で、委員構成を検討し、推薦団体や公募委員等の選考を行い、区自治協議会で議決のうえ、市長へ推薦する。	① 3人以上7人以内の委員で構成する推薦会が推薦案を作成 ② 区協議会が推薦案を承認 ③ 区協議会が市長へ推薦
任期	2年	2年

■ 任意設置のもの

	札幌市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	
区民会議設置区数	10区 / 全10区	10区 / 全10区	6区 / 全6区	7区 / 全7区	5区 / 全18区	1区 / 全18区
名称	〇区区民協議会等、区毎に異なる。	区民会議	区民対話会	区民会議	区民会議、区民協議会など (区により異なる)	泉区地域協議会
設置根拠	区民協議会設置・運営要綱など (区により異なる)	区民会議及び市民活動ネットワークに関する基本方針(全市統一) 区民会議設置要綱 (区により異なる)	〇区区民対話会実施要綱 (区により異なる)	自治基本条例、区民会議条例、区民会議条例施行規則、各区区民会議要綱 ※要綱は区により異なる。	設置要綱、要領など(区により異なる)	泉区地域協議会運営要綱
位置づけ(諮問の有無)	連絡調整・情報共有機関等 (諮問なし)	協議会 (諮問なし)	対話会 (諮問なし)	附属機関(諮問なし)	区により若干異なる (諮問なし)	懇談会(諮問なし)
会議の形態	行政主導型・区民自発型 (区により異なる)	行政主導型 ※区民自発型となる場合もあり得る	行政主導型	行政主導型	区民自発型	行政主導型
設置年月日	区により異なる	平成15年5月1日	平成22年4月	平成18年4月もしくは7月(区により異なる)	区により異なる (一番早いところで昭和49年)	平成21年4月1日
議会議員の就任	区により異なる	不可	不可	不可(参与として参加)	可	不可(顧問として参加)
・可の場合、実際の就任の有無	なし	—	—	—	あり	—
・就任有の場合の肩書	—	—	—	—	顧問	—
委員数	20人 ~ 120人程度 (区により異なる)	20人程度	10~50人程度 (区及び回により異なる)	20人以内	15人 ~ 90人程度 (区により異なる)	24人以内
委員構成	連合町内会、連絡協議会、校長会、NPO団体、地域団体等	各種団体又は市民活動団体推薦委員、公募委員、区長推薦委員、学識経験者等	町内自治会関係者、消防団員、自主防災組織、大学教授・学生、PTA会長等	団体推薦(区民会議施行規則に定める分野で活動している団体)、区長推薦、公募	自治会・町内会、各団体(市民組織、地域活動団体)、公募	区内12地区で活動している地区経営委員会
委員の選任方法	学校、町内会、企業等、地域関係団体から幅広く選任するなど、地域の状況により区毎に異なる。	居住地域や男女のバランスに配慮するとともに、各種団体、企業、学識経験者、外国人、公募など、区の特徴・特性を生かした幅広い人材の選出に努める。委員は区長が委嘱する。	区長による指名、団体からの推薦、公募等 (区及び回により異なる)	市長が委嘱	自治会・町内会推薦、各団体(市民組織・地域活動団体)推薦、公募	地区経営委員会からの推薦
任期	委員として任命していない区は任期無(要綱により委員・役員の任期を定めている区も有)	2年	なし	2年	2年	規程なし

指定都市における区民会議等の設置状況

■ 任意設置のもの

	相模原市	名古屋市		京都市	大阪市	堺市
区民会議設置区数	3区 / 全3区	2区 / 全16区		11区 / 全11区	24区 / 全24区	7区 / 全7区
名称	〇区区民会議	千種区区民会議	名東区区民ミーティング	区民まちづくり会議 (総称。区により名称が異なる)	区政会議	区民評議会
設置根拠	附属機関の設置に関する条例 (全市統一)	千種区区民会議規定 (区により異なる)	定めていない	各区で定める設置要綱	区政会議の運営の基本となる事項に関する 条例 (全市統一) 区政会議の委員の定数の基準及び会議録 等の公表等に関する規則 (全市統一)	堺市区民評議会条例
位置づけ(諮問の有無)	附属機関 (諮問あり)	連絡調整機関 (諮問なし)		懇談会等 (諮問なし)	行政運営上の会合 (諮問なし)	附属機関(諮問あり)
会議の形態	行政主導型	行政主導型		行政主導型	行政主導型	行政主導型
設置年月日	平成22年4月1日	平成21年9月25日	平成22年12月	区により異なる	<旧根拠規則の施行(改正)> 平成23年7月22日	平成27年4月1日
議会議員の就任	不可	不可 (ただし、来賓として会議に参加)	定めていない	可	市会議員については、条例第8条第1項にお いて、「選出された選挙区の区の区政会議に 出席し、区政会議における議論に資するた めに必要な助言をすることができる。」と規定し ており、その他の議員については、同条第2項で 「区長は、必要があると認めるときは、関係者 の区政会議への出席を求め、その意見を聴く ことができる。」と規定している。	議会議員の就任については、条例上何ら規制 しているものではないが、議会議員には市議 会という場でご審議いただきたいと考えている ので、委員として就任していただくことは想定 していない。
・可の場合、実際の就任の有無	—	—	—	なし		
・就任有の場合の肩書	—	—	—	—		
委員数	25人以内	人数については制限なし 団体代表35名、一般公募20名程度	50人程度	区により異なる	(委員数) 区政会議の委員の定数に係る基準につい て、規則第3条第1項において、「10人以上50 人以下の範囲内で区長が定める」と規定して いる。(定数は区により異なる)なお、同条第2 項で、「公募等(公募その他の広く区民等のう ちから委員を選定する方法をいう。以下同 じ。)による委員(当該委員が任期満了後に引 き続き選定された場合を含む。)の定数は、委 員の定数の10分の1未満であってはなら ない。」と規定している。	15人以内
委員構成	市内22の地区に設置されたまちづくり会議(任 意団体)の代表者、公益的団体の代表者、学 識経験者、公募市民等	各種団体の代表者等、 公募による一般参加者	学区推薦参加者(地域でまちづくり活動をさ れている方)、公募参加者、大学生、区内関係 機関職員など	区によって異なるが、自治会組織、各種団 体、学識経験者、企業関係者、大学生、NPO 法人、市民公募委員など、様々な分野から幅 広く区民に参画いただいているケースが多 い。		・区域内において公益的な活動に従事する者 ・学識経験者 ・公募に応じた者 など
委員の選任方法	関係団体については、市長名で推薦を依頼 している。公募市民については、公募委員選 考委員会により選考する。いずれも市長が委 嘱する。	委員として任命しているわけではない		区長から依頼する	(委員構成・委員の選任方法) 区政会議の委員については、条例第4条第1 項において、「(1)区民等 (2)学識経験を有 する者その他区長が適当と認める者」のう ちから区長が選定した者に委託すると規定して いる。なお、同条第3項で、「区長は、委員の選 定に当たっては、公募を活用するなどその構 成が区民等の多様な意見が適切に反映され るものとなるよう配慮しなければならない。」と 規定している。	区長の選任に基づき市長が委嘱
任期	2年(補欠委員の任期は、前任者の残任期間)	委員として任命しているわけではない		2年	2年	2年

■ 任意設置のもの

	神戸市	広島市	熊本市	仙台市・静岡市・岡山市・北九州市・福岡市
区民会議設置区数	9区 / 全9区	1区 / 全8区	5区 / 全5区	設置していない
名称	区民まちづくり会議	佐伯区まちづくり百人委員会	〇区まちづくり懇話会	
設置根拠	区民まちづくり会議設置要綱 (全市統一) 運営については、各区で運営要領を策定	定めていない	熊本市〇区まちづくり懇話会設置要綱 (区により異なる)	
位置づけ(諮問の有無)	まちづくりを地域から先導する場 (諮問なし)	連絡調整機関 (諮問なし)	懇談会 (諮問なし)	
会議の形態	区民自発型	委員会主導型	行政主導型	
設置年月日	平成6年10月1日	平成24年4月18日	平成25年4月1日	
議会議員の就任	定めていない	定めていない	不可	
・可の場合、実際の就任の有無	なし	—	—	
・就任有の場合の肩書	—	—	—	
委員数	原則、50人以内(区により異なる)	45人(平成27年6月1日現在)	20人以内	
委員構成	自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれ あいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボ ランティア・NPO法人、大学関係者等	各種団体の代表者等、公募による一般参加者	校区連絡会議からの推薦者、公募、区長が 必要と認める者	
委員の選任方法	区長の推薦に基づき市長が委嘱	委員として任命しているわけではない	区長が選任	
任期	2年	委員として任命しているわけではない	2年	

論点整理における参考資料について ～区の規模による経費の試算～

1 区の規模とは

区の規模には、人口、面積、施設等の要素があるが、最も基本的な要素である人口規模により経費にどのような影響があるか、地方交付税制度を利用して検討した。

2 地方交付税制度からの試算

(1) 試算の考え方

地方交付税制度は、地方自治体間の財源の均衡化及び財源保障を行う国の財政調整制度であるが、各団体の現実の財政需要に合わせるため、精緻な積算が行われている。

この積算は消防費等の各経費ごとに行われるが、一部の経費において、団体の人口規模が大きくなるほど経費が割安になるスケールメリットを考慮した補正（段階補正）が行われている。

地方交付税は「市町村」の経費を算出するものであり、「区」の経費と完全には一致しないが、段階補正を利用することにより区の人口規模に応じて経費がどのように変化するかを見ることが可能と考えられる。

そこで、地方交付税制度で標準的な団体とする人口規模10万人の団体を基準に、段階補正を行っている経費が、単純に人口に比例せず、どの程度増減するかを見るため、人口規模5万人、10万人、20万人、40万人の4段階の試算を行った。

【参考 地方交付税の算定方式】

- 地方交付税では、標準的な財政需要額（基準財政需要額）と標準的な一般財政収入額（基準財政収入額）との差が普通交付税として交付されている。

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{普通交付税額}$$

- 基準財政需要額は、消防費、社会福祉費等の経費ごとに、人口等の測定単位の数値に一測定単位当たりの単価（単位費用）を乗じて算定する。単位費用には給与費とそれ以外の経費（事業費等）が含まれる。

単位費用は、特異性のない標準的な団体や施設を想定して作られたもの（市町村の場合、人口100,000人、面積160km²、世帯数41,000世帯等）であるので、現実の財政需要に合わせるため、自然的、社会的、制度的な条件を考慮して補正（補正係数）を行っている。段階補正もこの補正係数の一つである。

$$\text{基準財政需要額} = \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数} \times \text{単位費用}$$

(2) 試算の結果

①「給与費＋事業費等」の試算

人口規模ごとに段階補正を行っている経費について試算し、それを合計した金額は下表の「試算額」のとおりである。

(千円)

人口規模	50,000人	100,000人	200,000人	400,000人
試算額	4,463,716	8,418,502	15,502,149	29,156,654

②「給与費」のみの試算

事業費等の変更は住民サービスに直結するものがある。そこで、内部努力で変更可能な職員数の増減による影響をみるため、給与費だけを取り出した試算も行った。

(千円)

人口規模	50,000人	100,000人	200,000人	400,000人
試算額	973,478	1,647,224	2,983,645	5,434,722

(3) まとめ

上記試算結果をもとに、人口80万人の市で、区の人口規模により経費がどのようになるかをまとめると次のとおりである。

区の人口規模	給与費＋事業費等		給与費のみ	
	試算額	(a)との差	試算額	(a)との差
5万×16区	714億円	41億円	156億円	24億円
10万×8区(a)	673億円	—	132億円	—
20万×4区	620億円	△53億円	119億円	△13億円
40万×2区	583億円	△90億円	109億円	△23億円

【留意点】

上記の試算額は、地方交付税制度を利用して、人口規模による段階補正を行っている経費について、標準的な「市町村」の経費を算出したものであり、本市の現状を踏まえたものではない。また、「市町村」の経費には、「区」に関係しない経費も一部含まれており、上記試算額はあくまで参考に留まるものである。